

# 東京都北区交通安全計画

令和3年度～7年度

令和3年11月  
東京都北区

## 宣 言

交通事故の発生はわれわれの不断の注意と交通安全への切実な願いにも拘わらず激増の一途をたどり止むところを知らない。

このきびしい交通情勢に直面しわれわれは今こそ区民総ぐるみとなって地域、職域、家庭の一人一人が交通事故防止活動を実践し交通安全を推進することを北区の総意により誓うものである。

右宣言する。

昭和 42 年 2 月 20 日

北区交通安全宣言区民大会

# 目 次

## 第1部 総論

第1章 交通安全計画策定の考え方	
1 計画策定の主旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画の位置付け	2
4 計画期間	2
5 計画の推進	2
第2章 交通事故の現状	
1 交通安全計画の目標と成果	3
2 交通事故の状況	3
第3章 北区交通安全計画目標（令和3年度～令和7年度）	9
第4章 重点課題及び施策の方向性	
1 重点課題「高齢者及び子どもの交通安全の確保」	10
2 重点課題「自転車の安全利用の推進」	12
3 重点課題「二輪車の安全対策の推進」	13
4 重点課題「飲酒運転の根絶」	15
5 重点課題「先端技術の活用」	15
6 重点課題「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進	15

## 第2部 講じようとする施策

第1章 道路交通環境の整備	
1 安全安心な生活道路の構築	17
2 道路における交通安全対策の推進	18
3 交通安全施設など整備事業の推進	19
4 交通規制の実施	21
5 自転車利用環境の総合的整備	22
6 公共交通機関利用の促進	23
7 その他の道路交通環境の整備	24
第2章 交通安全意識の啓発	
1 段階的体系的な交通安全教育の推進	27
2 地域における交通安全意識の高揚	31
3 交通安全に関する広報啓発活動の充実強化	34
第3章 道路交通秩序の維持	
1 指導取締りの強化	37
2 悪質な交通事故事件などに対する適正かつ緻密な捜査の推進強化	39
3 駐車秩序の確立	40
4 踏切道の安全を図るための措置	41

第4章 安全運転の確保	
1 安全運転の確保	43

第5章 救助救急体制の整備と被害者の支援	
1 救助救急体制の充実	46
2 被害者の支援	47

<付属資料>

○ 交通安全対策基本法（抜粋）	48
○ 条例宣言一覧	48
○ 交通安全を推進する体制	
1 北区における推進体制	49
2 民間における推進体制	51
○ 北区の交通事故状況	
1 発生件数及び死傷者数	52
2 年齢層別の死傷者数	53
3 形態別の交通事故発生件数と死傷者数	55

# 第1部 総論

## 第1章 交通安全計画策定の考え方

### 1 計画策定の主旨

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、国や東京都は「交通安全計画」を策定し、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

北区においても、昭和30年代以降の自動車交通の急成長により、全国的に交通事故が激増したことを受け、昭和42年2月20日に交通安全宣言を行い、また、国や東京都の「交通安全計画」に準拠して、北区の地域特性を加味しながら、昭和61年から5年ごとに「東京都北区交通安全計画」を策定し、交通安全施策を実施してきました。平成28年までは事故件数、死傷者数ともに減少傾向にあるなど、施策は成果を上げてきております。しかし、それ以降は横ばいの傾向にあり、令和2年は死者数が前年を上回るなど、交通事故は依然として区民の安全・安心を脅かしており、交通安全施策をたゆまなく継続して実施していくことが求められています。

前回の計画は令和2年度で終了することから、令和3年度から始まる新たな計画を策定し、実効性のある対策を重点的、計画的に推進するものです。

この計画は、人命尊重の理念に立って、交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故のない安心・安全な北区の実現を目指します。

### 2 計画の基本理念

北区交通安全計画は、これまで昭和61年から35年間にわたる策定期間において、各主体（行政機関、事業者・交通関係団体・ボランティアなど及び区民）の取組を推進させることで、交通事故死者数を大きく減少させるなどの成果を上げてきました。

一方、依然として日々新たに交通事故の被害を受ける方がいます。高齢化の進展に伴う高齢者への更なる対策や子育てを応援する社会の実現が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取組がより一層求められています。

これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組むことが必要であり、これにより究極的には交通事故のない社会の実現への大きな飛躍を目指します。

#### ・交通事故のない社会を目指して

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指します。

#### ・人優先の交通安全

道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者などの安全を、すべての交通について、高齢者、障害者、子供などの交通弱者の安全を一層確保する必要があります。

また、思いがけず交通事故被害者などとなった方に対して、一人ひとりの状況に応じた支援が求められます。このような「人優先」の交通安全を基本とし、あらゆる施策を推進していきます。

#### ・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の実現

道路交通については、高齢歩行者や高齢者の自転車利用による交通事故とともに、高齢運転者による事故への対策は喫緊の課題です。また、事業用自動車においても、運転者の高齢化に伴い生じる課題に向き合う必要があります。高齢になっても安全に移動することができる社会の実現を目指します。

### 3 計画の位置付け

- この計画は、交通安全対策基本法第26条の規定により、北区の区域における陸上交通（道路交通や踏切道）の安全に関する諸施策の大綱であり、国や東京都の第11次交通安全基本計画に基づき策定するものです。
- 交通安全に関する区民の行動指針として、自助、共助の取組を呼びかけるものです。
- 各年度の具体的な事業計画については、この計画に基づき、区及び関係機関・団体の対策などを取りまとめ、毎年度「東京都北区交通安全実施計画」を作成します。

### 4 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年です。

### 5 計画の推進

#### (1) 行政機関

##### ア 北区

事業の実施にあたっては、東京都北区交通安全協議会を中心に総合的かつ一体的な交通安全対策を推進していきます。

また、東京都北区交通安全対策本部において、北区が行う交通安全対策の一元化を図っていきます。

##### イ 警察署

交通事故防止と円滑な道路機能確保のため、交通違反者の取締りや交通規制の推進、及び安全運転指導のため、運転者教育の充実強化などに努めます。

##### ウ 国土交通省東京国道事務所及び東京都第六建設事務所

本計画の事業を推進するとともに、必要に応じて、区、交通関係団体などと連携、協力して必要な事業を推進します。

##### エ 消防署

交通事故による負傷者の救護活動を円滑に推進するために、救急医療機関と連携を図り、負傷者の救出救護活動の強化を推進します。

#### (2) 事業者、交通関係団体、ボランティアなど

区民を交通事故から守るうえで、事業者は大きな役割を果たしています。特に、自動車を運行する事業者は、事業所を中心として、安全運転管理者、運行管理者などを通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故の防止に努めることが求められています。

また、地域における交通関係団体やボランティアは、それぞれの地域や警察署と連携して、主体的に、あるいは相互に協力しながら、効果的な交通安全対策事業を進めていくことが求められています。

#### (3) 区民

悲惨な交通事故をなくしていくためには、何よりも、一人ひとりが、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣とすることが肝要です。

また、区民一人ひとりが計画の担い手となり、この計画を効果的に推進するため、行政などと一緒に交通安全について考え、行動するとともに、地域で自助、共助の取組を進めていくことが求められています。

## 第2章 交通事故の現状

### 1 令和3年度から令和7年度の交通安全計画の目標と成果

前回の交通安全計画（平成28年度～令和2年度）では、「年間の道路交通事故死者数を3人以下にすることをめざすとともに、負傷者数の更なる減少をめざします」という数値目標を立てました。交通事故死者数については、5年間のうち4年間は目標を達成できましたが、直近の令和2年は未達となりました。また、負傷者の減少については、平成27年より毎年下回っているものの横ばい傾向にあり、目標を達成することができませんでした。

### 2 交通事故の状況

#### (1) 交通事故死者数などの概況

過去10年間における区内の交通事故発生件数は減少傾向にあり、平成23年からみると令和2年までで約45%と着実に減少しています。

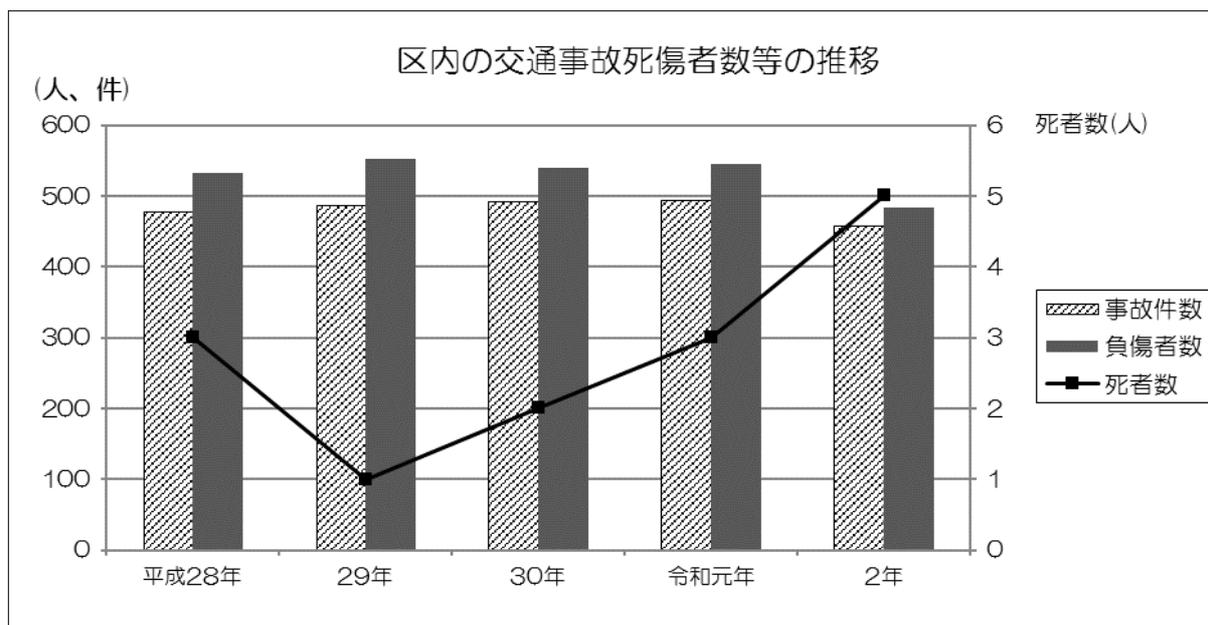
交通事故による死者数は、増減しながらも1桁台が続いており、死傷者数は減少傾向にあり、令和2年には500人を下回っています。

各件数は近年横ばいのなか、令和2年は、事故件数と負傷者数は前年と比べて大幅に減少しましたが、死者数は増加しました。

#### ○ 区内の交通事故発生状況

区分	事故件数	死者数 (A) ※	負傷者数 (B+C)	重傷者数 (B)	軽傷者数 (C)	死傷者数 (A+B+C)
平成28年	477	3	532	5	527	535
平成29年	486	1	552	14	538	553
平成30年	492	2	539	22	517	541
令和元年	494	3	547	28	519	550
令和2年	458	5	483	28	455	488

※死者数は、交通事故発生から24時間以内に死亡した人数



## 第1部 総論

### (2) 課題別の交通事故の状況

前回の交通安全計画（平成28年度～令和2年度）では、「高齢者の交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「二輪車の安全対策の推進」、「飲酒運転の根絶」の4つを重点課題とし、施策を実施しました。課題別の事故の状況は、以下のとおりです。

#### ア 高齢者の交通事故の状況

##### a 高齢者の交通事故死傷者数

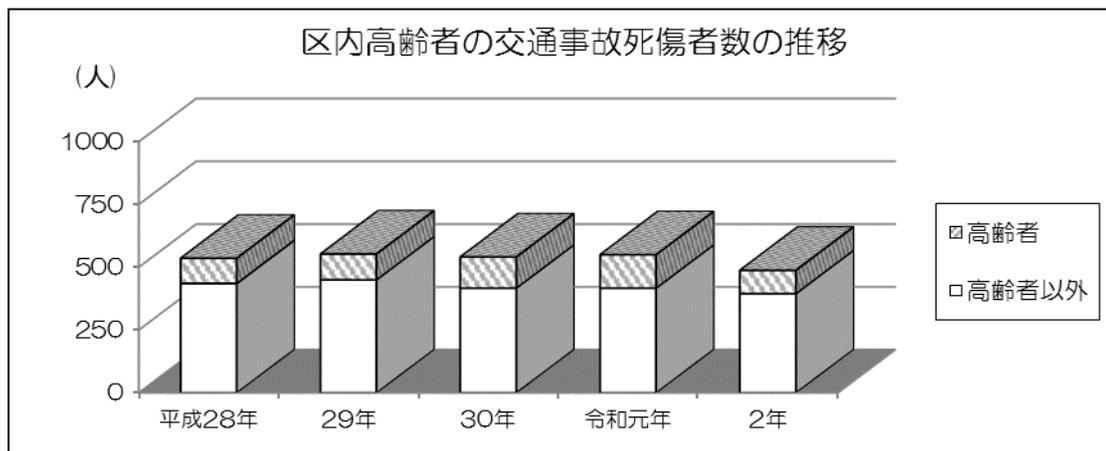
区内の交通事故死傷者数が減少する中、高齢者の死傷者数も減少していますが、全死傷者に対する割合は微増傾向にあります。

なお、北区の高齢者(65歳以上)人口は、令和2年1月1日現在87,402人で、区民人口に占める割合は24.7%でした。本計画の終了年次である令和7年の推計値では85,381人(同23.72%)で、平成28年をピークとして徐々に減少していくことが予想されています。

(北区行政資料集(令和2年度版)より)

#### ○区内高齢者の交通事故死傷者数の推移

区分		28	29	30	元	2
高齢者	死者数	2	1	1	1	1
	負傷者数	98	102	123	132	92
	死傷者数	100	103	124	133	93
区全体	死者数	3	1	2	3	5
	負傷者数	532	552	539	547	483
	死傷者数	535	553	541	550	488
全死傷者に占める高齢者の割合(%)		18.7	18.6	22.9	24.2	19.1

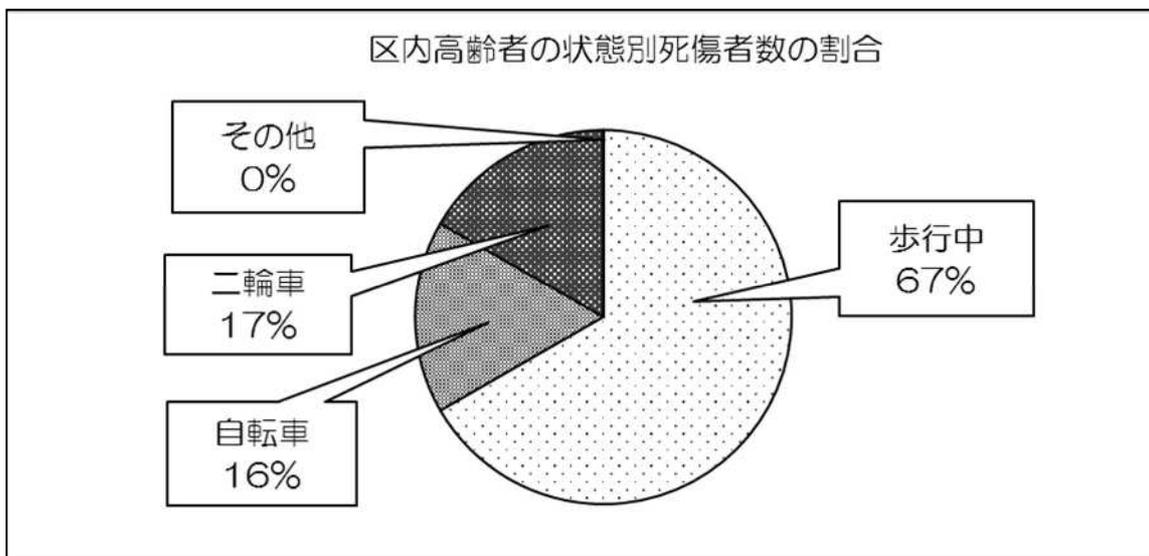
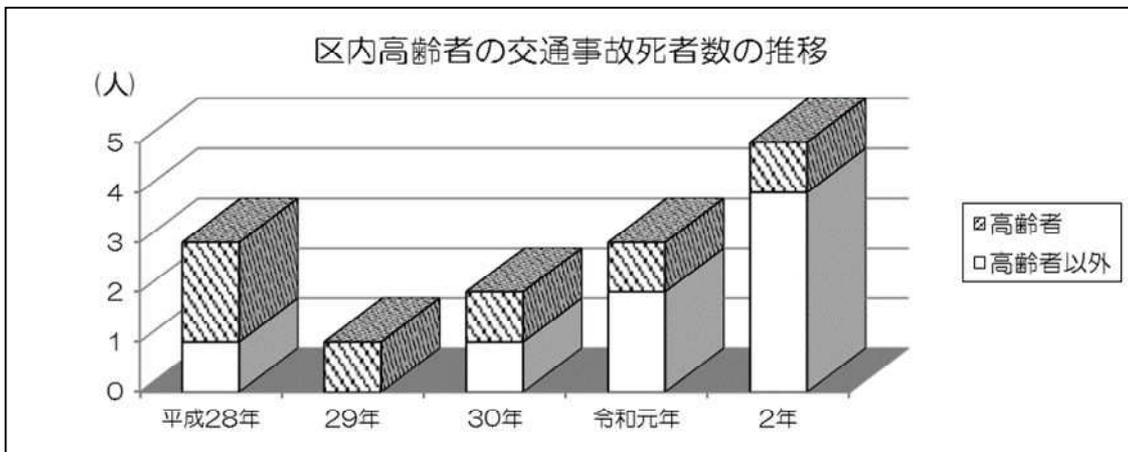


b 高齢者の状態別死者数

多くの高齢者の移動手段は、主に歩行または自転車などの利用です。過去5年における区内交通事故死者数の状況を見ると、全死者数の42.9%が高齢者です。また、高齢者死者数のうち、66.7%が歩行中、16.7%が自転車乗車中の交通事故によるものです。

○区内高齢者の交通事故死者数の推移

区分	28	29	30	元	2	合計	
高齢者	歩行中	1	1	1	1	0	4
	自転車	0	0	0	0	1	1
	二輪車	1	0	0	0	0	1
	上記以外	0	0	0	0	0	0
死者数計	2	1	1	1	1	6	
全死者数	3	1	2	3	5	14	
全死者に占める 高齢者の割合(%)	66.7	100	50.0	33.3	20.0	42.9	



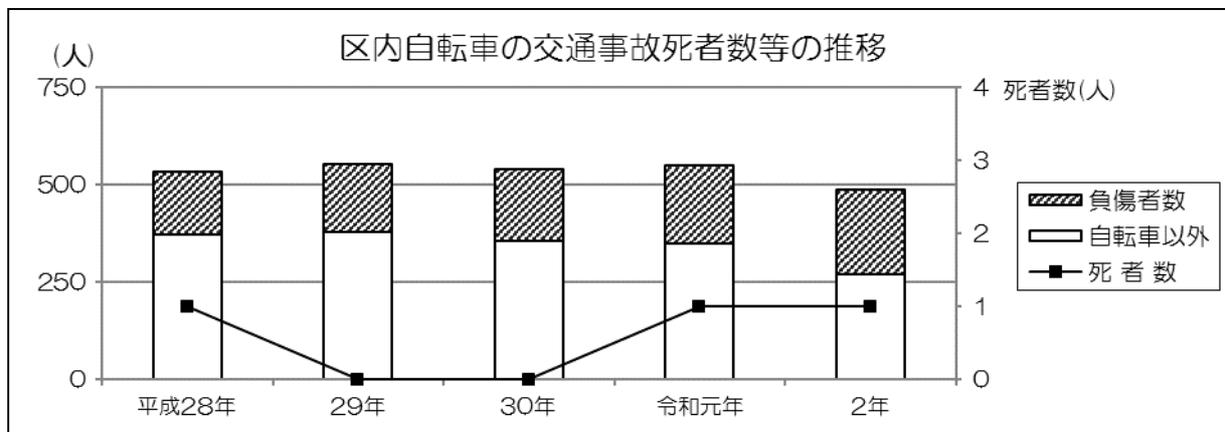
## 第1部 総論

### イ 自転車の交通事故の状況

自転車の交通事故発生件数は、減少傾向にありましたが、平成30年から再び増加傾向となりました。また、自転車乗車中の死傷者数も同様に増加傾向にあり、全死傷者に占める自転車の割合は、令和2年に40%を超えました。

#### ○区内自転車の交通事故発生件数及び死傷者数の推移

区分	28	29	30	元	2	
発生件数	191	193	221	242	258	
自転車	死者数	1	0	0	1	1
	負傷者数	163	174	186	201	218
	死傷者数	164	174	186	202	219
全死傷者数	535	553	541	550	488	
全死傷者に占める自転車の割合(%)	30.7	31.5	34.4	36.7	44.9	



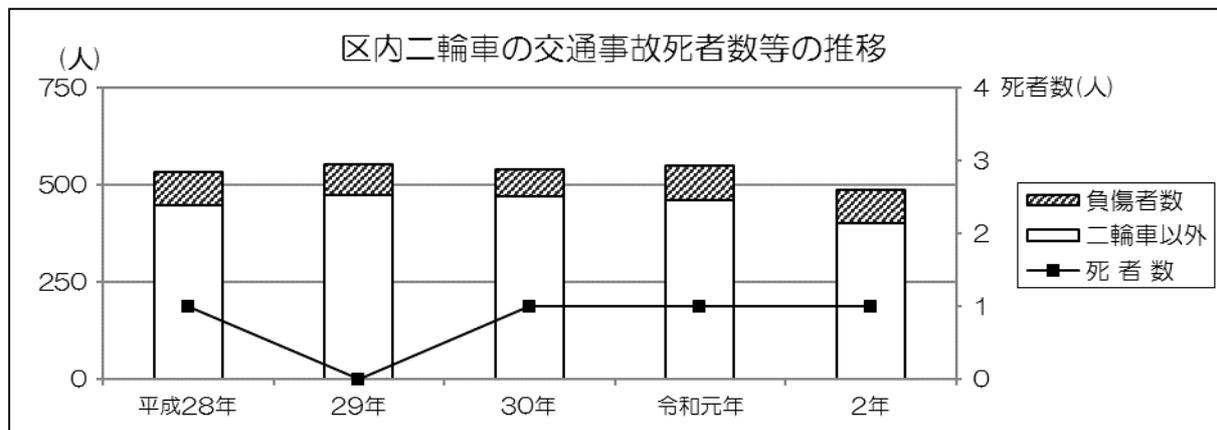
### ウ 二輪車の交通事故の状況

二輪車乗車中（原動機付き自転車を含む）の交通事故の発生件数及び死傷者数も減少傾向の後、令和元年より増加傾向にあります。また、若年層（中学校卒業後から25歳未満）の交通事故死者数は、この5年間で1人、全死者数に占める割合は、年平均7.0%でした。

#### ○区内二輪車の交通事故死傷者数及び若年層死者数の推移

区分	28	29	30	元	2	
発生件数	102	107	92	96	106	
二輪車	死者数	1	0	1	1	1
	負傷者数	87	77	70	86	84
	死傷者数	88	77	71	87	85
全死傷者数	535	553	541	550	488	
全死傷者に占める二輪車の割合(%)	16.4	13.9	13.1	15.8	17.4	

区分	28	29	30	元	2	合計	
若年層	二輪車	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	1	1
	死者数計	0	0	0	0	1	1
全死者数	3	1	2	3	5	14	
全死者に占める若年層の割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	7.0	



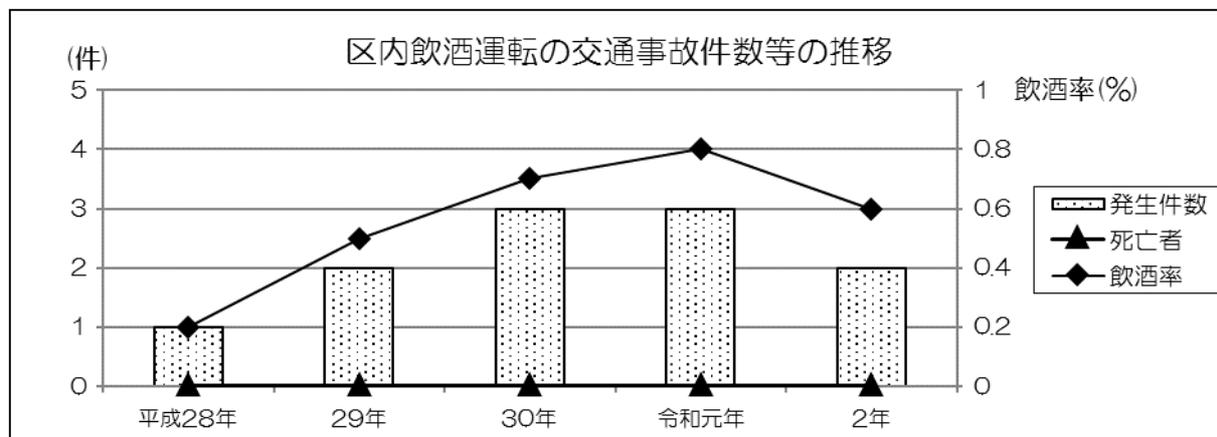
エ 飲酒運転の交通事故の状況

飲酒運転に起因する直近5年の死者数は0件ですが、発生件数はいまだ0件にはなっておらず、根絶には至っていません。第一当事者（※）が原付以上に乗っていて、かつ飲酒して事故を起こした割合は、5年間の平均で0.5%でした。

（※）第一当事者…最初に交通事故に関与した車両などの運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

オ 区内飲酒運転の交通事故件数及び死者数の推移

区分	28	29	30	元	2	合計
発生件数	1	2	3	3	2	11
死亡者	0	0	0	0	0	0
全死者数	3	1	2	3	5	14
全死者に占める飲酒運転の割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
第一当事者が原付以上の件数	432	441	412	390	344	2,019
飲酒率(%)	0.2	0.5	0.7	0.8	0.6	0.5



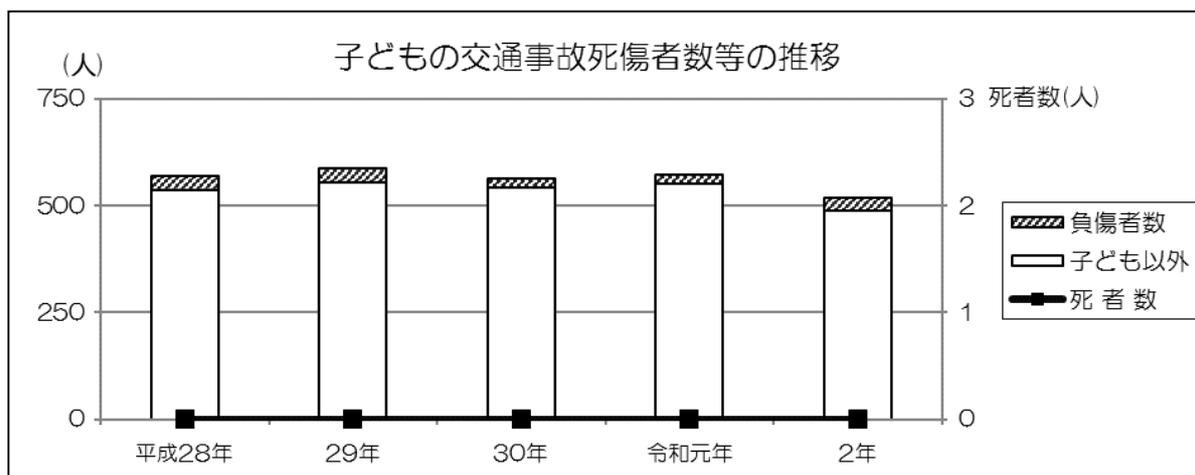
## 第1部 総論

### オ 子どもの交通事故の状況

子ども（中学生以下）の交通事故死者数は、平成28年から令和2年までの間0人でした。また、全死傷者数に占める子どもの割合は、5年間の平均で5.2%でした。平成30年と令和元年は3%台でしたが、令和2年は再び6%台と増加しました。

#### ○区内子どもの交通事故件数及び死者数の推移

区 分		28	29	30	元	2
子ども	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	33	33	21	21	30
	死傷者数	33	33	21	21	30
区全体	死者数	3	1	2	3	5
	負傷者数	532	552	539	547	483
	死傷者数	535	553	541	550	488
全死傷者に占める子どもの割合(%)		6.2	6.0	3.9	3.8	6.1



### 第3章 北区交通安全計画目標（令和3年度～令和7年度）

人命尊重の理念に立って、各機関が連携、協力して各種施策を着実に推進していくとともに、区民の交通安全に関する自助、共助の取組を支援することにより交通事故がより減少するよう努めます。

交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故がない社会を実現することを目指します。当面は前回の交通安全計画の目標達成に向けて、令和7年まで年間の道路交通事故死者数を3人以下にすることを旨すとともに、負傷者数は更なる減少を目指します。

## 第4章 重点課題及び施策の方向性

この計画においては、前回の交通安全計画で定めた重点課題及び施策の方向性の一部追加や変更を行い、計画期間中に重点的に取り組むべき以下の「重点課題」を定めました。各課題に対応した各種の交通安全施策に取り組むことにより、交通事故及び交通事故死傷者の発生を抑制します。

### 1 重点課題「高齢者及び子どもの交通安全の確保」

65歳以上の高齢者は、他の年代と比較して致死率が高く、区内においても道路交通事故の死者の約4割を占めています。高齢者の状態別死者数をみると、ほとんどが歩行中や自転車乗車中によるものです。

そのため、バリアフリーに対応した幅の広い歩道の整備や通過交通の抑制、30km毎時の速度規制を行うゾーン30など、生活道路の安全対策を推進するとともに、歩行者や自転車にとって安全な交通環境の更なる整備を進めます。

高齢者の中には、運転免許証を保有した経験がなく、交通安全教育を受ける機会が少ない方も存在すると考えられることから、地域の交通安全教室において、交通ルールや交通事故の実態に関する情報を提供するなど、基本的な交通ルールを知るための交通安全教育を推進します。

また、平成31年4月に、豊島区南池袋で発生した高齢運転者による車両暴走事故を大きな契機として、高齢運転者が社会的に注目されるようになりました。高齢者は、個人差はあるものの、加齢に伴い身体機能や認知機能が低下する場合があります。そのため、身体機能などの低下に気付いてもらうための参加・体験・実践型の教育や見守り活動など、交通安全教育や地域活動などの充実を図るとともに、高齢者を被害者にさせない対策のみならず、加害者にもさせない対策に取り組めます。

#### 「高齢者の交通安全の確保」のための施策

##### 第1章 道路交通環境の整備

###### 1 安全安心な生活道路の構築

(1) 歩道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17

(2) 生活道路及び通学路における交通事故防止対策の推進・・・・・・・・P17

###### 2 道路における交通安全対策の推進

(1) 道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18

###### 3 交通安全施設など整備事業の推進

(1) 防護柵の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19

(3) 道路標識などの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19

(4) 信号機の整備・高度化・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19

(7) 交通環境のバリアフリー化・・・・・・・・・・・・・・P20

###### 4 交通規制の実施

(1) 交通実態に即した交通規制の実施・・・・・・・・・・・・P21

###### 6 公共交通機関利用の促進

(2) 乗換えの利便性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・P23

###### 7 その他の道路交通環境の整備

(7) 踏切道の立体交差化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P24

##### 第2章 交通安全意識の啓発

###### 1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

(3) 高齢者に対する交通安全教育・・・・・・・・・・・・・・P28

(4) 運転者に対する交通安全教育	
イ 免許取得後の教育の充実	・ ・ ・ ・ ・ P28
(5) 横断歩行者の安全確保に関する教育	・ ・ ・ ・ ・ P28
(6) 自転車利用者に対する交通安全教育	・ ・ ・ ・ ・ P28
2 地域における交通安全意識の高揚	
(1) 地域の交通安全組織の拡大と育成	
ア c 高齢者対策	・ ・ ・ ・ ・ P31
(4) 児童交通指導員の育成	・ ・ ・ ・ ・ P33
3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化	
(6) 薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進	・ ・ ・ ・ ・ P35
(7) 自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動の推進	・ ・ ・ ・ ・ P35
第3章 道路交通秩序の維持	
4 踏切道の安全を図るための措置	・ ・ ・ ・ ・ P41
第4章 安全運転の確保	
1 安全運転の確保	
(1) 運転者教育の充実	・ ・ ・ ・ ・ P43
(2) 高齢運転者事故防止対策の推進	・ ・ ・ ・ ・ P43

子どもの交通事故件数は、その他の年齢層に比べて少ないとはいえ、死亡事故がゼロには至らず、次世代を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守っていく対策が必要です。

子どもの交通事故が発生する状態は、歩行中や自転車乗車中が多くを占めており、歩行中の飛出しや自転車の安全不確認、一時不停止など子どもの違反による事故も発生しています。そのため、交通ルールを理解・定着させるための交通安全教育を充実させるとともに、自ら危険を予測し回避する能力や安全に行動することができる判断力の育成を行うために、関係機関が連携を強化し、参加・体験型の交通安全教室の充実を図ります。

また、令和元年5月滋賀県大津市で発生した、右折車と直進車の衝突に巻き込まれ、散歩中の園児ら16人が死傷した事故を踏まえ、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、関係機関が連携し、安全対策を推進するとともに、横断歩行者の安全確保に関する教育など歩行者にとって安全な交通環境の整備を進めます。

一方で、「生活道路」といわれる幅員5.5m未満の幅の狭い道路での死者は減少傾向にあります。しかし、令和3年6月千葉県八街市で発生した、飲酒運転のトラックに、下校途中の児童5名がはねられ死傷した痛ましい事故を踏まえ、通学路や生活道路の交通安全を確保する取組として、通過交通(※)の抑制や30km毎時の速度規制を行うゾーン30の設置、歩行者と車両を分離するガードレールの設置、幅の広い歩道の整備、注意喚起のためのカラー舗装の整備、登下校時の見守り活動などについて、関係機関が連携してより一層の対策を推進します。

(※) 通過交通…単に通行するだけで、その地域内には目的地をもたない交通

「子どもの交通安全の確保」のための施策

第1章 道路交通環境の整備

- 1 安全安心な生活道路の構築
  - (2) 生活道路及び通学路における交通事故防止対策の推進・・・P17
- 3 交通安全施設など整備事業の推進
  - (4) 信号機の整備・高度化・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19
  - (7) 交通環境のバリアフリー化・・・・・・・・・・P20
- 4 交通規制の実施
  - (1) 交通実態に即した交通規制の実施
    - イ 生活道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21
- 7 その他の道路交通環境の整備
  - (6) 公園などの維持管理及び整備・・・・・・・・・・P24

第2章 交通安全意識の啓発

- 1 段階的・体系的な交通安全教育の推進
  - (2) 学校などにおける交通安全教育・・・・・・・・・・P27
  - (5) 横断歩行者の安全確保に関する教育・・・・・・・・P27
  - (6) 自転車利用者に対する交通安全教育・・・・・・・・P28
  - (8) 交通安全教育推進のための教材資材の充実・・・・P29
- 2 地域における交通安全意識の高揚
  - (1) 地域の交通安全組織の拡大と育成・・・・・・・・P31
  - (2) 地域、家庭における交通安全教育など活動の推進・・・P31
  - (4) 児童交通指導員の育成・・・・・・・・・・・・・・・・P33
- 3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化
  - (4) 通学路などの周辺を通行する運転者に対する啓発活動など・・・P34
  - (5) シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の推進・・・P35
  - (6) 薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進・・・・・・・・P35

第3章 道路交通秩序の維持

- 1 指導取締りの強化
  - (5) 通学路などにおける指導取締り・・・・・・・・・・P37
  - (6) シートベルト着用及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締り・・・・・・・・・・・・・・・・・・P37

第4章 安全運転の確保

- 1 安全運転の確保
  - (4) 貨物自動車事故防止対策の推進・・・・・・・・・・P44

## 2 重点課題「自転車の安全利用の推進」

区内では、令和2年中に258件の自転車事故が発生し、自転車乗車中の死者は1人でした。また、全死傷者に占める自転車の割合が例年3割を超え、令和2年は4割を超えています。都内においても高い状況となっています。

さらに、信号無視など、自転車側に何らかの違反があったとされる事故の割合が、令和2年で約6割であるなど、利用者のルールやマナーに課題がみられる状況となっています。

そのため、学校での安全教育推進や成人層への啓発強化、危険な違反行為の指導取締り及び自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育の推進、高齢者や高校生などへのヘルメットの普及啓発など、自転車の安全利用を推進していきます。

また、自転車を共同で利用するシェアサイクルや電動アシスト自転車、通勤や配達・デリバリー目的の自転車利用者など、様々な利用形態に応じたルール・マナーの普及啓発についても推進します。

## 「自転車の安全利用の推進」のための施策

## 第1章 道路交通環境の整備

## 1 安全安心な生活道路の構築

(2) 生活道路及び通学路における交通事故防止対策の推進・・・P17

## 2 道路における交通安全対策の推進

(1) 道路の整備・・・P18

## 4 交通規制の実施

(1) 交通実態に即した交通規制の実施・・・P16

## 5 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車通行空間の整備・・・P22

(2) 自転車駐車場の整備・・・P22

## 第2章 交通安全意識の啓発

## 1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

(2) 学校などにおける交通安全教育・・・P27

(6) 自転車利用者に対する交通安全教育・・・P28

## 2 地域における交通安全意識の高揚

(2) 地域の交通安全組織の拡大と育成

ア d 自転車利用者対策・・・P32

## 3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化

(6) 薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進・・・P35

(7) 自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動の推進・・・P35

(8) 運転中の携帯電話などの不使用の徹底・・・P35

## 第3章 道路交通秩序の維持

## 1 指導取締りの強化

(2) 携帯電話使用などの取締りの推進・・・P37

(4) 自転車利用者対策の推進・・・P37

## 3 駐車秩序の確立

(3) 放置自転車対策の推進・・・P40

## 第5章 救助・救急体制の整備と被害者の支援

## 2 被害者の支援

(2) 区民交通傷害保険への加入促進・・・P47

### 3 重点課題「二輪車の安全対策の推進」

全死傷者に占める二輪車の割合が、例年1割台と減少傾向にあります。しかし、二輪車による事故は重大な事故に繋がりがやすく、二輪車乗車中の死者のうち、5割近くは頭部損傷、2割強は胸部損傷が主因で亡くなっています。

そのため、事故多発路線に重点を置いた指導取締り、二輪車運転技能の向上、被害を軽減するためのヘルメットの正しい装着や胸部プロテクターの着用促進に向けた啓発など、二輪車の安全対策を推進していきます。

#### 「二輪車の安全対策の推進」のための施策

第1章 道路交通環境の整備	
2 道路における交通安全対策の推進	
(1) 道路の整備	・ ・ ・ ・ ・ P18
3 交通安全施設など整備事業の推進	
(5) その他の交通安全施設などの整備	・ ・ ・ ・ ・ P19
4 交通規制の実施	
(1) 交通実態に即した交通規制の実施	・ ・ ・ ・ ・ P21
第2章 交通安全意識の啓発	
1 段階的・体系的な交通安全教育の推進	
(2) 学校などにおける交通安全教育	・ ・ ・ ・ ・ P27
(5) 横断歩行者の安全確保に関する教育	・ ・ ・ ・ ・ P28
(7) 二輪車運転者に対する交通安全教育	・ ・ ・ ・ ・ P29
2 地域における交通安全意識の高揚	
(2) 地域の交通安全組織の拡大と育成	
ア b 若年層対策	・ ・ ・ ・ ・ P31
(3) 地域ぐるみの交通安全運動の推進	
ウ 「暴走族追放強化期間」の実施	・ ・ ・ ・ ・ P33
第3章 道路交通秩序の維持	
1 指導取締りの強化	
(2) 携帯電話使用などの取締りの推進	・ ・ ・ ・ ・ P37
(3) 二輪車対策の推進	・ ・ ・ ・ ・ P37
(7) 暴走族の取締りなど	・ ・ ・ ・ ・ P37
第4章 安全運転の確保	
1 安全運転の確保	
(3) 二輪車事故防止対策の推進	
ア 二輪車利用者の交通安全意識の高揚	・ ・ ・ ・ ・ P43
イ 二輪車安全運転推奨シール交付制度	・ ・ ・ ・ ・ P44

## 4 重点課題「飲酒運転の根絶」

区内における飲酒運転事故は、下げ止まりの状況ですが根絶には至っていません。飲酒運転は、飲酒後にそのアルコールの影響がある状態で自動車などを運転するという犯罪行為です。一般的な交通違反・交通事故とは異なり、その悪質性は極めて高いものといえます。

アルコールは人の認知判断能力を低下させるため、悲惨な重大交通事故を招くことが多く、悪質で危険な運転に重点を置いた指導取締り、酒類提供飲食店などと連携して実施する規範意識を確立するための活動などを実施し、飲酒運転の根絶を目指します。

### 「飲酒運転の根絶」のための施策

#### 第2章 交通安全意識の啓発

##### 1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

(2) 学校などにおける交通安全教育・・・・・・・・・・・・・・・・P27

##### 3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化

(3) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立・・・・・・・・P34

#### 第3章 道路交通秩序の維持

##### 1 指導取締りの強化

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進・・・・・・・・P37

##### 2 悪質な交通事故事件などに対する適正かつ緻密な捜査の推進・強化

(2) 悪質・危険な妨害運転などに対する積極的な捜査の推進・・・・・・・・P39

(3) 悪質な交通事故事件などに対する厳正な捜査の推進・・・・・・・・P39

#### 第4章 安全運転の確保

##### 1 安全運転の確保

(5) 飲酒運転対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・P44

## 5 重点課題「先端技術の活用」

近年の交通事故の発生状況やその要因を踏まえつつ、事故発生を予防する技術（定速走行、車間距離制御装置）や事故の被害を軽減する技術（エアバッグ、現場急行支援システム）などの先端技術が車両に搭載されてきています。

利用者にそれぞれの技術を理解してもらうため、あらゆる機会を通じデモンストラーションや体験教室を行い、今後も更なる交通事故の防止を図り、交通事故のない社会を実現するために、交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を推進します。

## 6 重点課題「「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進」

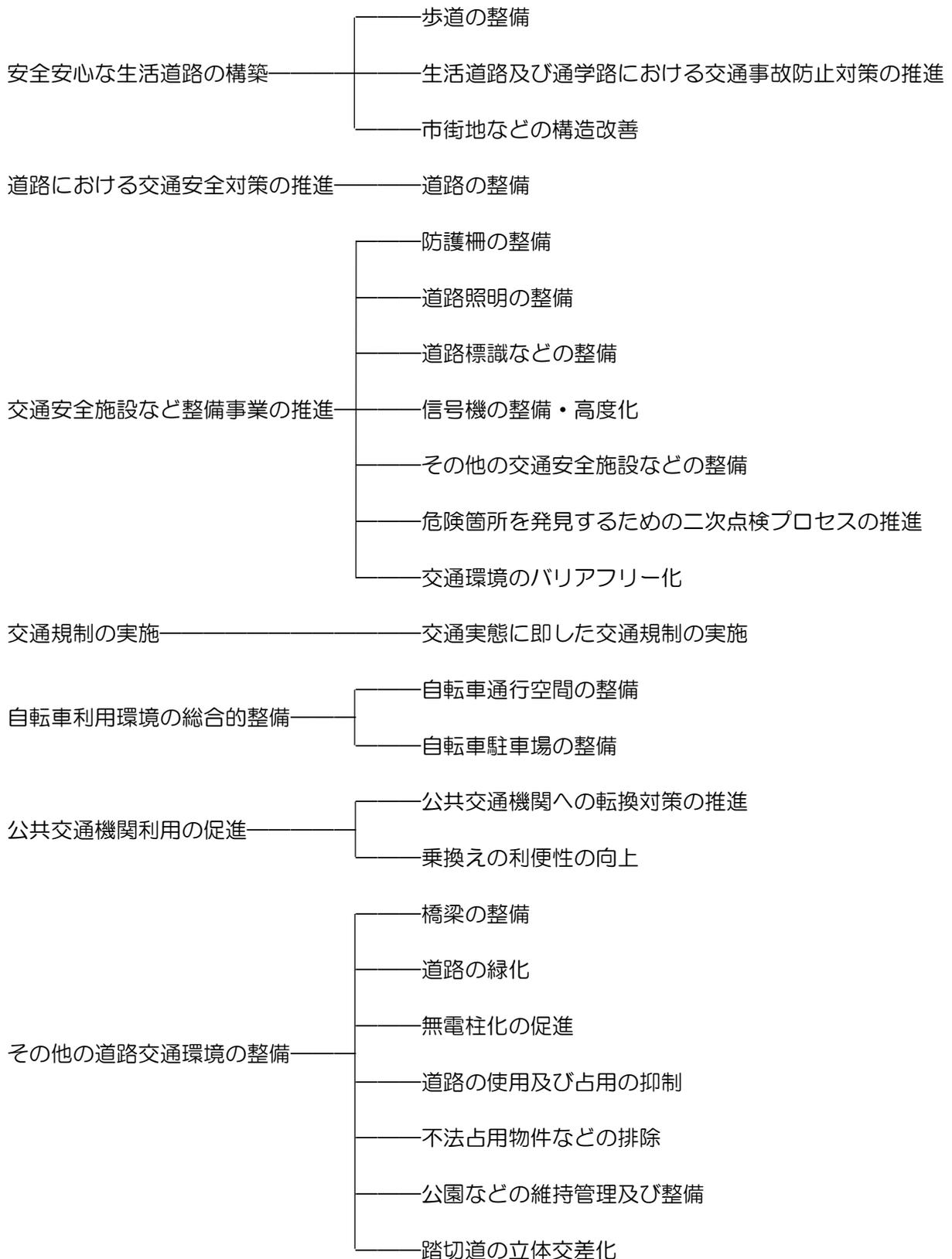
新型コロナウイルス感染症の拡大により、都民のライフスタイルや交通行動への影響が認められています。これに伴う、交通事故発生状況や事故防止対策への影響を、本計画の期間を通じて注視するとともに、必要な対策に臨機応変に着手します。

交通安全対策に当たっては、従前の取組に加え、オンラインでの講習や動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進します。

## 第2部 講じようとする施策

### 第1章 道路交通環境の整備

〔施策の体系〕



## 1 安全安心な生活道路の構築

### (1) 歩道の整備

交通事故を未然に防止し、道路交通の円滑化を図るため、歩行者などを自動車交通から分離した歩道整備を計画し、その実現に努力していきます。バリアフリーに対応し、誰もが安心して通行できる歩道の整備を進めます。

(土木政策課)

### (2) 生活道路及び通学路における交通事故防止対策の推進

#### ア 生活道路における交通事故防止対策の推進

ゾーン30や道路標識の超高輝度化などの整備を進めるなど、歩行者及び自転車利用者の視点に立った各種交通事故対策を推進します。

(警察署)

#### イ 通学路における交通安全点検などの推進

児童の新入学時期や、春の交通安全運動などの機会をとらえて、学校関係者及びPTA、教育委員会、警察署、道路管理者などが協力し、通学路の安全点検を実施し、各種交通安全施設対策及び交通規制・交通管制対策を行います。

(警察署・学校支援課・施設管理課・道路公園課)

### (3) 市街地などの構造改善

#### ア 市街地再開発事業

第一種市街地再開発事業の中で、十条駅西口周辺の駅前広場や道路、地下駐輪場の整備を進め、地域の生活環境と交通環境を改善します。

(十条まちづくり担当課)

#### イ 密集市街地整備事業

木造住宅密集地域において、幅員6m以上の主要生活道路の整備を進めるなど、事業を推進します。

(まちづくり推進課・十条まちづくり担当課)

## 2 道路における交通安全対策の推進

### (1) 道路の整備

#### ア 国道の整備

安全で快適な道路空間の確保を心がけ、沿道環境向上のための対策などに努めます。

(国土交通省東京国道事務所)

#### イ 骨格幹線道路の整備

都市の骨格を形成する幹線道路のため、区部外周部の都市計画道路を中心とした幹線道路網を整備します。併せて、バリアフリー化した幅広い歩道を整備し、歩行者及び自転車の一層の安全確保を進めます。

(都第六建設事務所)

#### ウ 地域幹線道路の整備

住宅地への通過交通の進入を防ぎ、住環境を向上させるとともに、快適で安全な歩行者空間を確保するため、市街地のまちなみを構成する広い歩道と緑のある2車線の都市計画道路を中心として道路を整備します。

(都第六建設事務所・土木政策課)

#### エ 区道の整備

交通機能の向上と歩行者の安全を図るため、区道の新設・拡幅などの事業を実施します。

(土木政策課)

#### オ 道路舗装改良

##### a 路面補修事業

舗装の経年劣化及び交通量の増加などによる路面疲労損傷に対して、道路の改修を計画的に実施します。

(土木政策課)

##### b 道路維持事業

区民の日常生活に密着した、道路の機能を保持し安全で円滑な交通を確保するため、破損路面の小修繕から、道路清掃、雨水桝などの清掃及び防護柵、警戒標識などの交通安全施設の保守修繕や道路の除雪作業など、きめ細かな維持管理を行います。

(道路公園課)

##### c 掘削道路復旧事業

電話、電気、上下水道、ガスなどの企業者により掘削された道路は、復旧方法の良否が道路の耐用年数に大きな影響を及ぼすことから、掘削企業者に対して道路工事調整協議などを実施し、埋め戻し、復旧方法及び事故防止など適切な技術指導に努めます。

(施設管理課)

### 3 交通安全施設など整備事業の推進

#### (1) 防護柵の整備

歩行者の横断歩道以外の場所での車道横断の抑止と、車両の路外などへの逸脱防止を図ることにより、歩行者の安全を確保するとともに、乗員の傷害や車両の損傷を最小限にとどめるため、防護柵を整備します。

(土木政策課)

#### (2) 道路照明の整備

交通安全施設整備の一環として、区道の街灯を適切に維持管理するとともに、老朽化した水銀灯などの改修工事を行います。また、省エネルギー対策やランプの不点対策として、既設の水銀灯をLED灯へ計画的に改修していきます。

(道路公園課)

#### (3) 道路標識などの整備

ドライバーや歩行者にとって、見やすく、分かりやすい道路標識を整備するため、標識板の大型化、超高輝度化、内照化などを推進します。

(警察署)

#### (4) 信号機の整備・高度化

##### ア 歩行者感应制御式信号機の整備

高齢者や身体障害者などの歩行の安全を確保するため、歩行者用画像感知器を活用して、赤信号で横断を開始する歩行者に対して音声で警告を発する機能や、青信号の時間内に渡り切れないとされる歩行者を感知して、青信号の時間を延長する機能、逆に横断歩行者がいない場合には青信号の時間を削減し、車両青信号の時間に振り分ける円滑化の機能を有する歩行者感应制御化の整備を推進します。

(警察署)

##### イ ゆとりシグナルの整備

「ゆとりシグナル(経過時間表示機能付歩行者用灯器)」は、青信号時の残り時間を表示することで無理な横断の抑制を、また、赤信号時の待ち時間を表示することで信号無視の防止を図るための信号機です。

歩行速度が遅い高齢者や、児童が安心して横断歩道を渡ることができるよう、高齢者施設の近傍や通学路、駅周辺などの横断歩行者が多い集客施設の近傍を中心に整備を行います。

(警察署)

##### ウ 歩車分離式信号機の整備

歩行者と車両の通行を時間的に分離することで、右左折車両による横断歩行者の巻き込み事故防止に大きな効果を期待できる歩車分離式信号機の整備を推進します。

(警察署)

#### (5) その他の交通安全施設などの整備

道路交通の安全と円滑化を図るため、交通管理者と調整のうえ、区画線、道路反射鏡、視線誘導標、滑り止め舗装などの交通安全施設を整備します。

(道路公園課)

## 第2部 講じようとする施策

### (6) 危険箇所を発見するための二次点検プロセスの推進

交通死亡事故などの重大事故が発生した場合は、同様の交通事故の再発防止を図るため、現場点検（一次点検）を実施し、必要な安全施設の整備などの検討を行って対策を講じます。

この一次点検結果を踏まえ、同様の道路交通環境にある他の危険箇所を点検（二次点検）し、当該危険箇所に必要な対策を道路管理者と連携を図りながら実施します。

（警察署）

### (7) 交通環境のバリアフリー化

高齢者・障害者団体などの区民、学識経験者、関係行政機関、施設管理者、交通管理者や公共交通事業者など、様々な関係者の協力のもと、策定した「北区バリアフリー基本構想」に基づく交通安全特定事業を推進し、旅客施設や官公庁施設などの生活関連施設間の移動の円滑化を図ります。

今後も引き続き、区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、高齢者、障害者をはじめとしたさまざまな人に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進します。

（都市計画課）

## 4 交通規制の実施

### (1) 交通実態に即した交通規制の実施

#### ア 路線対策

幹線・準幹線道路などの交通の安全と円滑化を図るため、交通規制の見直し、信号調整などの交通事故防止対策、渋滞緩和対策を総合的に実施します。

(警察署)

#### イ 生活道路

幹線・準幹線道路などの交通渋滞を避けて、通過車両が生活道路などの狭い道路に集中し、児童の通学などに危険を及ぼしている箇所などにおいては、通行禁止規制や一時停止など必要な交通規制を実施し、ポストコーン、狭さくななどの各種安全施設の整備を道路管理者に要請するなど、各種安全対策を実施します。

(警察署)

#### ウ 高齢者対策

高齢歩行者や高齢運転者の立場から、道路標識をより見やすくするために、大型化や超高輝度化を図ります。また、高齢歩行者対策として、裏通りなどにおいて、ガードレールや路側帯の整備を道路管理者に要請するなど、歩行者と車両の分離を道路管理者と一体となって推進します。

(警察署)

#### エ 自転車対策

自転車が安全に通行できる環境を確保するため、普通自転車専用通行帯の整備、歩道上における自転車の通行部分の指定などを推進します。

(警察署)

#### オ 二輪車対策

幹線・準幹線道路などの二輪車の交通量が多い交差点などにおいて、交差点流入部の右折車線と直進車線の間には導流帯を設けるほか、右折指導線の設置や進行方向別通行区分規制などを実施します。

(警察署)

## 第2部 講じようとする施策

### 5 自転車利用環境の総合的整備

#### (1) 自転車通行空間の整備

誰もが安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、自転車通行空間の整備を推進します。

(土木政策課)

自転車交通の整序化を図るため、幹線道路や駅周辺などの自転車交通が多い道路を対象に、自転車ナビマークやナビラインの設置などにより、自転車ネットワーク路線整備を視野に入れた地区若しくはエリアの自転車通行環境整備を推進します。

(警察署)

#### (2) 自転車駐車場の整備

駅周辺の交通環境を改善するため、関係機関との協議を行うとともに民間助成の手法も活用し自転車駐車場を整備します。

(施設管理課)

## 6 公共交通機関利用の促進

### (1) 公共交通機関への転換対策の推進

誰もが安心して移動できるまちづくりを進めるため、地域公共交通による移動手段の確保に向けた取り組みを推進します。

(土木政策課)

### (2) 乗換えの利便性の向上

#### ア 駅前広場の整備

駅前広場の整備については、交通結節機能の強化による利便性の向上を図ります。

(土木政策課)

#### イ 公共サインの整備

各駅周辺などの公共サインを整備するとともに、既存の公共サインの維持管理を行います。街並みに調和したデザインで、外国人にもわかりやすい案内表示板を整備・更新します。

(都市計画課)

#### ウ 駅周辺へのエレベーターなどの設置

高齢者や障害者を含めた誰もが移動しやすいバリアフリーのまちづくりを推進するため、区道などにエレベーターなどを設置し、公共交通へのアクセス向上を図ります。

(土木政策課)

## 7 その他の道路交通環境の整備

### (1) 橋梁の整備

北区が管理する橋（一般橋梁 29 橋、歩道橋 4 橋、河川・公園橋 7 橋）については、橋梁点検要領に基づき 5 年毎に 1 回、橋梁健全度調査を行います。

これら橋梁の経年劣化による老朽化を防止し、通行車両などに対する耐荷力を保持するため、橋面継手、高欄、床版、舗装などの改修や維持補修を計画的に実施していきます。

（土木政策課）

### (2) 道路の緑化

道路の安全性と快適さを高めるとともに、緑あふれたまちづくりを推進し、都市の美化・交通公害防止を図るため街路の緑化を継続して推進します。

街路樹の落枝、倒木などによる、道路交道路交通への支障や道路利用者などの危険の未然防止に努めるとともに、道路利用状況、沿道状況などの変化を考慮した植栽整備を推進します。

（道路公園課）

### (3) 無電柱化の促進

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、電線共同溝の整備により、道路上の電線類を地下に收容する無電柱化を推進します。

（土木政策課）

### (4) 道路の使用及び占用の抑制

道路上の工事及び作業のための道路の使用及び占有については、道路交通の安全と円滑を確保するため、必要な工事以外は抑制する方針のもと適正な許可を行うとともに、現場パトロールなどを通じて、許可条件の遵守、保安施設の整備などの指導を強化します。

また、道路の不経済な掘り返し工事などによる事故や交通渋滞などを未然に防止するため、施工時期の調整と施工方法などの十分な協議を行い、共同施工を促進するなど工事の効率化を図り、路上工事の抑制に取り組みます。

（警察署・施設管理課）

### (5) 不法占有物件などの排除

良好な道路環境を確保するために、道路の不法占有、不正使用を防止するための道路パトロールを常時行い、違反者に対する注意指導などの是正措置を行うとともに、違反物件については除去などを実施します。

（施設管理課）

### (6) 公園などの維持管理及び整備

公園、児童遊園、遊び場を安全で快適な魅力ある都市施設となるように、施設の維持管理及び園地の運営管理を実施します。

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯などによる交通事故の防止に資するとともに、都市における良好な生活環境を創造するため、公園をはじめとして、児童遊園・遊び場の整備を推進します。

（土木政策課・道路公園課）

### (7) 踏切道の立体交差化

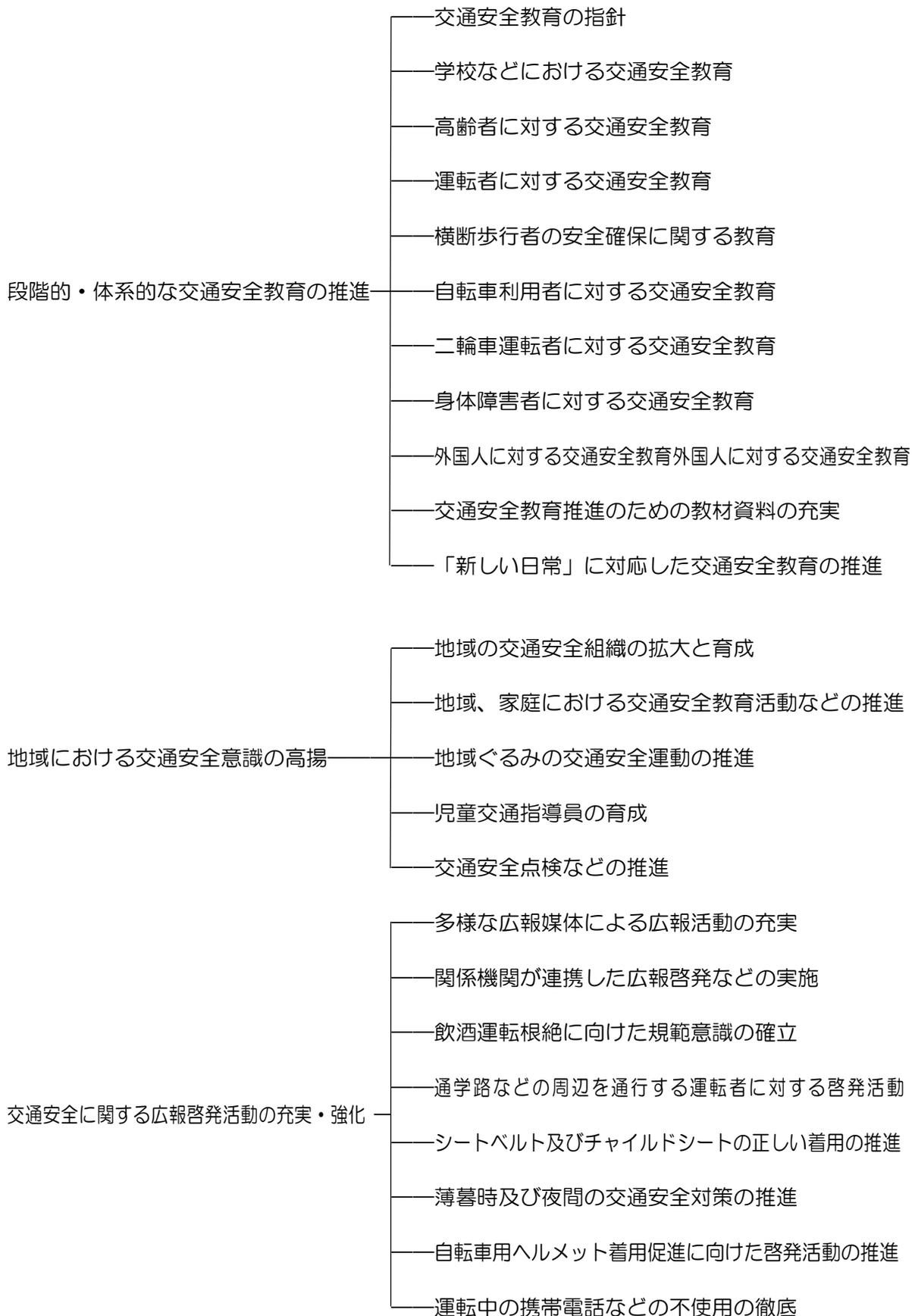
JR 埼京線十条駅付近において鉄道を立体化し、道路と鉄道を連続的に立体交

差化して6か所の踏切を解消することにより、踏切での交通渋滞の解消、道路と鉄道それぞれの安全性の向上及び鉄道により分断されていた地域の一体化を図ります。

(十条まちづくり担当課)

## 第2章 交通安全意識の啓発

〔施策の体系〕



## 1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

### (1) 交通安全教育の指針

交通安全教育指針（平成10年9月22日国家公安委員会告示第15号）や交通の方法に関する教則（昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号）に基づいて、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、年齢、車両種別及び業種などの対象に応じた段階的な交通安全教育を計画的に実施します。

（警察署）

### (2) 学校などにおける交通安全教育

#### ア 幼稚園における交通安全教育

幼稚園では、交通安全のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら、園外保育などにおける実践活動を通して、交通安全のきまりや道路における通行方法を理解させ、具体的な体験を通して安全に行動できる習慣や態度の育成に努めます。

（警察署・教育指導課）

#### イ 保育園における交通安全教育

警察署との連携を通じて計画的に交通安全教育を行うとともに、日常の園外散歩時などに際して、実践的にきまりを理解させ、交通ルールを実践する意識を育てます。

登・降園時の自転車利用に際して、自ら進んでヘルメットを着用するなど、事故に際して自らを守る必要性を理解させるよう努めます。

（警察署・保育課）

#### ウ 小学校における交通安全教育

小学校では、安全な道路の歩行と横断、自転車の安全利用と点検整備、交通ルールの理解など安全に行動することができる判断力の育成を行うために、警察署と連携し、参加・体験型交通安全教室の充実を図っていきます。

（警察署・教育指導課）

#### エ 中学校における交通安全教育

中学校では、小学校での既習事項を中学生の発達段階に応じて確実に身に付けることができるようにするとともに、交通事情や交通法規、応急処置などに関する基本的事項の理解を深めるために、警察署と連携し、参加・体験的な活動を取り入れた交通安全教育の充実を図っていきます。

（警察署・教育指導課）

#### オ 高等学校における交通安全教育

高等学校では、小・中学校での既習事項を確実にし、交通社会における良き社会人として必要な交通マナーを身に付けるよう指導します。特に、自転車や原動機付自転車、自動二輪車などの安全な利用に関する事項を、生徒や地域の実情に応じて計画的、組織的に取り上げ、交通安全に関する意識の高揚と実践力の向上を図ります。

（警察署）

#### カ 交通安全教育などの充実

新入学児童・保護者向け交通安全小冊子「よいこのこうつうあんぜん」を作成、配布し、通学時などにおける交通安全への習慣付けを図ります。

（交通安全協会）

## 第2部 講じようとする施策

### (3) 高齢者に対する交通安全教育

#### ア 交通安全教育

地域シニアクラブなどの社会参加活動の場や、高齢者が多数集まる場所において、加齢に伴う身体機能の変化、高齢者の事故発生実態などを踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

(警察署)

#### イ 普及啓発活動の推進

関係団体などと連携し、春・秋の全国交通安全運動など、各種交通安全キャンペーンを実施するとともに、ポスターの掲示、リーフレットの配布などを実施し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。

(警察署)

#### ウ 交通安全教育などの充実

高齢者・家族向け交通安全小冊子「安全毎日」を作成・配布し、交通事故発生の多い高齢者の歩行中、自転車乗用時における交通安全意識の普及啓発を行います。

(交通安全協会)

### (4) 運転者に対する交通安全教育

#### ア 地域、職域

地域、職域などにおける運転者講習会を積極的に開催するとともに、交通関係団体と連携し、効率的な交通安全教育を推進します。

(警察署)

#### イ 免許取得後の教育の充実

交通情勢の変化、加齢に伴う身体機能の変化及び運転技能の変化などに対応して、必要な技能と知識を習得することが求められるため、免許取得後の交通安全教育の充実を図ります。

また、運転に自信がなくなったなどの理由から、免許が不要となった方に対して、運転免許の返納及び運転経歴証明書制度の周知を図るとともに、高齢運転者及びその家族からの相談に適切に対応します。

(警察署)

### (5) 横断歩行者の安全確保に関する教育

あらゆる機会を通じて、運転者に対して横断歩道手前の減速義務や横断歩道における歩行者優先などの交通ルールについて、再徹底を図るための交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。さらに、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけることなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育などを推進します。

(警察署)

### (6) 自転車利用者に対する交通安全教育

- ・小学生に対して基本的な交通ルールの浸透を図る自転車安全教育を推進するとともに、保護者に対しても、自転車通行ルールの遵守についての広報啓発を推進します。
- ・子どもはもとより、すべての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットなどの交通事故の被害を軽減する器具の利用を促進していきます。
- ・各年代（中学・高校生、大学生、社会人）の利用者に対して、具体的な自転車

が関与した事故の発生状況や特徴、自転車の交通ルールに違反した者に対する刑事上の責任、民事上の損害賠償責任などの内容を中心とした教育を行います。

- 高齢者に対して自転車実技教室への参加を積極的に求め、加齢による身体機能低下の自覚を促すとともに、自転車に関する知識・技能を身に付けさせます。
- 交通ボランティア、地域住民などと連携し、自転車の交通事故や通行方法が問題となっている地区・時間帯を中心に、自転車利用者に対する街頭指導及び広報啓発を推進します。
- 交通ルールを守らない自転車利用者に対する、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードなどを活用した街頭活動を強化するとともに、信号無視、一時不停止など悪質・危険な違反に対しては交通切符による取締りを実施します。
- 交通に危険を及ぼす悪質・危険な違反行為を繰り返す自転車利用者に対しては、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進します。

(警察署)

- 自転車安全運転免許証制度の推進

小学4年生を対象に、自転車の安全利用の実技及び筆記試験を実施して、合格者に自転車安全運転免許証を発行し、自転車の安全利用、マナー向上に努めます。

- スケアード・ストレイト方式による自転車交通安全体験教室

中学生を対象に目の前でスタントマンが交通事故を再現し、それによって交通事故の衝撃や怖さを実感させることで、ルールやマナーの必要性について考えてもらうことを目的として、「スケアード・ストレイト方式による自転車交通安全体験教室」を実施し、交通安全の意識向上を図ります。

(警察署・施設管理課)

- 高齢者を対象とした「高齢者自転車実技教室」を開催します。
- 警察署と連携して、地域交通安全協会、地域事業者などのボランティアを対象とした「自転車安全教育指導員養成講習会」を開催して指導者を養成し、地域、事業所などにおける自転車安全利用の指導・啓発活動の促進を図ります。

(交通安全協会)

#### (7) 二輪車運転者に対する交通安全教育

二輪車交通事故の態様については、単独事故が多発していることから、基本走行・法規走行主体の二輪車実技教室を実施し、安全運転技術の向上と安全意識の高揚を図ります。

また、二輪車交通事故死者の主損傷部位は、頭部及び胸・腹部が高い割合を占めていることから、被害軽減対策としてライダーに対する「ヘルメットのあごひもの確実な結着」などの短期的交通安全教育や関係機関・団体と連携した「胸部プロテクター着用」を推進するなど、二輪車運転者の重大交通事故抑止対策を図ります。

(警察署)

#### (8) 身体障害者に対する交通安全教育

身体障害者の安全な通行方法等に関する交通安全教育を行います。

また、身体障害者の関係機関・団体等と相互に連携を図り、手話等による交通安全教育を積極的に推進して、身体障害者の交通安全意識の高揚を図ります。

(警察署)

## 第2部 講じようとする施策

### (9) 外国人に対する交通安全教育外国人に対する交通安全教育

外国人に対しては、基本的な交通ルール等の周知に重点を置いた交通安全教育を推進します。

(警察署)

### (10) 交通安全教育推進のための教材資料の充実

#### ア 交通安全映像教材の貸出

交通安全啓発用のDVDを、保育園・幼稚園・学校・民間団体などに貸し出して、交通安全教育の充実を図ります。

(施設管理課)

#### イ ランドセルカバーの配布

小学校に入学する新1年生に対し、交通安全意識を養い、車両運転手からの視認性の効果を高め、交通事故防止を目的として、ランドセルカバーを配布します。

(施設管理課)

### (11) 「新しい日常」に対応した交通安全教育の推進

交通安全教育に当たっては、従前の取組に加え、オンラインでの講習や動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNSなど各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進します。

(警察署)

## 2 地域における交通安全意識の高揚

### (1) 地域の交通安全組織の拡大と育成

交通ボランティア活動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を通じて規範意識の向上とともに、地域社会の絆の強化に資することから、

- ・交通ボランティアの効果的運用と活動内容の充実強化
- ・学校、事業所、町会などとの連携による若い世代の参加促進
- ・自治体との連携による財政基盤の充実

などにより、交通ボランティア組織の拡大と活動の活性化を図ります。

(警察署)

### (2) 地域、家庭における交通安全教育活動などの推進

#### ア 地域

地域においては、町会・自治会などを単位とした各種講習会を実施するほか、交通安全協会など交通関係団体の活性化と指導者の育成を図り、交通安全教育が的確に行われるよう計画的な運用に努めます。

(警察署)

高齢者部会など各部会の活性化を図り、警察署、区、町会、事業所などと連携し、地域事情に対応した交通安全教育、交通安全活動の推進に努めます。

(交通安全協会)

#### a 子ども対策

(ア) 東京交通少年団BAGS（バッグス）への加入を促進し、組織拡大を図るとともに、団員に対する交通安全教育、活動上の助言、指導及び研修を積極的に行い、団体活動を通じて交通安全意識の普及浸透を図ります。

(イ) 地域交通安全協会などの拡充促進と積極的な活動の支援により、子どもに対する交通安全意識の高揚を図ります。

(ウ) 小学校などと連携を図り、通学路などにおける交通安全対策を推進します。

(警察署)

(エ) 警察署及び関係団体などと連携し、交通安全協会に所属する子ども主体の交通ボランティア団体である「東京交通少年団BAGS（バッグス）」への入団を促進するとともに、表彰、活動内容の広報及び情報発信、指導員・リーダー団員に対する研修会などを実施し、交通安全活動、ボランティア活動などの充実拡大を進めます。

(交通安全協会)

#### b 若年層対策

高校生の交通安全に関わりのある地域関係者で組織する「高等学校交通事故防止連絡協議会」などの一層の拡充を図るとともに、高校生向け交通安全教育指導者用CD-ROM及び活用マニュアルなどを活用した学校教育の場における交通安全教育を積極的に推進します。

また、二輪車実技指導などの実施を働き掛けるなど、高校生・大学生などの交通安全意識の高揚を図ります。

(警察署)

#### c 高齢者対策

(ア) 生活サイクルポイント（商業施設や公共施設・駅などの高齢者が生活する上で必ず巡回する地点や場所）における反射材の直接貼付活動及びそれに付随するワンポイントアドバイスを推進して、一人でも多くの高

## 第2部 講じようとする施策

齢者に対する啓発活動と反射材の普及を図ります。

- (イ) 街頭活動を通じて、交通上危険と思われる高齢者の発見と現場における注意・指導・安全教育を行います。
- (ウ) 警察職員や高齢者交通指導員などのボランティアが、高齢者宅を訪問し、個別に交通安全教育を行うほか、交差点などにおける高齢歩行者の保護誘導活動や高齢の自転車利用者に対する指導啓発活動を推進します。

(警察署)

### d 自転車利用者対策

- (ア) 自転車関係組織の拡大と活動の促進を図り、区との連携の下、自転車安全教室、子ども自転車大会、自転車街頭点検整備、自転車安全利用指導啓発隊（BEEMS（ビームス））による活動などを通じて、自転車の安全な利用を促進し、自転車事故の防止を図ります。
- (イ) 交通ボランティア、地域住民及び自転車安全利用PRサポーターである東京交通少年団BAGS（バッグス）などと連携し、自転車のルール・マナーの向上や自転車安全利用条例の周知に向けた広報啓発活動を推進します。
- (ウ) 警察署と協力し、街頭における「自転車ストップ作戦」や「自転車実技教室」などを通じて、傘差し運転や携帯電話使用の禁止、乗車用ヘルメットの着用など、自転車利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの周知を図ります。
- (エ) 「自転車安全利用TOKYOキャンペーン」などを通じて、自転車の安全利用と自転車保険を普及促進します。
- (オ) 警察署と連携し、自転車安全利用PRサポーター（「東京交通少年団BAGS（バッグス）」）による自転車安全利用の普及啓発活動を推進します。

(交通安全協会)

### イ 家庭

- a 家庭において交通の身近な話題が取り上げられ、交通安全についての話し合いが行われるよう、学校や交通安全協会などの組織を通じて情報の提供を行い、交通ルールの普及浸透を図ります。
- b 全国交通安全運動（春・秋）の重点など、運動の取組について広く都民に周知するため、年2回、家庭用回覧チラシを作成し、町会などの協力を得て、各家庭に回覧します。

(警察署)

(交通安全協会)

## (3) 地域ぐるみの交通安全運動の推進

### ア 交通安全運動などの実施

- a 春・秋の交通安全運動では、広く区民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、区民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図り、「安全で快適な交通社会」の実現に資することを目的として、
  - ・規範意識向上を図るための効果的な交通街頭活動及び交通違反の指導取締りの徹底
  - ・広報啓発活動及び交通安全教育の推進

・関係機関・団体などとの連携の強化  
など、管内実態に即した地域・職域ぐるみの交通安全運動を効果的に推進します。

- b 交通安全運動（春・秋）及びTOKYO交通安全キャンペーンにおいて、東京都、警視庁及び関係機関などと連携して重点に沿った各種キャンペーンなどを実施し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践など、交通安全思想の普及浸透に努めます。

（警察署・施設管理課・交通安全協会）

イ 「北区自転車安全日」などの実施

毎月18日を北区の『自転車安全日』と定め、区内主要駅で町会・自治会、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員、高齢者交通指導員、警察署と協働して自転車の安全利用について啓発活動を実施します。

また、「東京都交通安全日」に指定された毎月10日に、管内の交通実態に即した重点を定め、交通安全活動を実施します。

（警察署・施設管理課・交通安全協会）

ウ 「暴走族追放強化期間」の実施

暴走族や違法行為を敢行する旧車會グループ（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車などを運転する者のグループ）が活発に活動を始める時期に「暴走族追放強化期間」を設定し、暴走族追放気運の高揚や若者の交通安全意識の向上などを促進し、二輪車による事故防止を推進するとともに、暴走族などによる不法事案の取締りを実施します。

（警察署）

エ 「交差点アイコンタクト運動」の推進

年間を通して、車両の前照灯を日没より早めに点灯することを呼び掛けるほか、ドライバーと歩行者が相互に安全を確認する「交差点アイコンタクト運動」を広く区民に働き掛ける広報啓発活動を推進します。

（警察署）

（4）児童交通指導員の育成

登下校時における児童・生徒の擁護指導をする「児童交通指導員」の育成を図るため、警察署の協力を得て研修を実施します。

（警察署・シルバー人材センター）

（5）交通安全点検などの推進

地域住民や道路利用者が主体となって、交通管理者、道路管理者とともに道路交通環境の点検を行うことにより、地域住民の交通安全活動への参加意欲を醸成するとともに、だれもが安全に安心して利用できる道路交通環境づくりを進めます。

（警察署・施設管理課・道路公園課）

### 3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化

#### (1) 多様な広報媒体による広報活動の充実

- ・広く区民に交通安全思想の普及浸透を図り、交通安全行動の実践を定着させるため、北区の広報紙である北区ニュースや北区のホームページをはじめ、懸垂幕、ポスター、チラシなどの広報媒体を活用するとともに、行事「交通安全北区民のつどい」などのあらゆる機会を通じて、効果的な広報活動を推進します。

(警察署・施設管理課)

- ・春と秋の交通安全運動、年末の TOKYO 交通安全キャンペーンや「交通安全北区民のつどい」などの内容の充実・改善を図り、交通安全意識のより一層の普及徹底に努めます。

(警察署・施設管理課・交通安全協会)

- ・交通安全のための機関紙やパンフレット、小冊子などの発行、啓発品の配布などによる広報を通じて、各種交通安全キャンペーンや交通事故の発生状況、各交通安全協会が実施する交通安全行事・活動などの情報提供を行い、交通安全思想の普及浸透に努めます。

(交通安全協会)

#### (2) 関係機関が連携した広報啓発などの実施

##### ア 「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の発出

交通死亡事故が多発し、一定の基準に該当した場合などにおいて、「交通死亡事故多発緊急事態宣言」を発出し、区民に対して交通事故に関する注意を喚起するとともに、警察署及び関係機関などが連携して早期に集中的な交通事故防止対策を推進することにより、交通死亡事故の抑止を図ります。

(警察署)

##### イ 共通の標語を用いた広報の実施

関係機関及び団体の連携を促進するため、交通安全キャンペーンなどにおいて、共通の標語を用いた広報啓発活動を実施します。

(警察署・施設管理課)

#### (3) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

- ・飲酒運転の危険性や飲酒運転などに起因する交通事故の実態を周知するため、各種広報媒体を活用した啓発を推進します。

(警察署・施設管理課)

- ・各種交通安全講習会や街頭キャンペーンなどを通じて「飲酒運転の根絶」に向けた取組を継続して進めるとともに、警察署、酒類提供飲食店などと連携し、「ハンドルキーパー運動」の浸透に努めます。

(交通安全協会)

#### (4) 通学路などの周辺を通行する運転者に対する啓発活動

- ・各種キャンペーンなどの機会を通じて、通学路などの周辺を通行するドライバーに対する速度抑制や子どもを交通事故から守るための広報啓発を推進します。

(警察署)

- ・新入学期や交通安全運動などの機会を通じて、登下校児童の保護誘導と通学路を通行する車両に対する注意喚起を推進します。

(交通安全協会)

(5) シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の推進

各種講習会や街頭キャンペーンなどの機会を利用し、後部座席を含むシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの必要性・着用効果の広報啓発を推進します。

(警察署・交通安全協会)

(6) 薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進

・薄暮時（日没の前後それぞれ1時間）や夜間における歩行者や自転車の交通事故を防止するため、シール式反射材用品やスポークリフレクターなど反射材用品の活用、外出時の目立つ色の服装習慣について、広報啓発活動を強化します。

(警察署・施設管理課)

・キャンペーンなどを通じて視認性の高い反射材を取り入れた着衣などの普及促進を図ります。

(交通安全協会)

(7) 自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動の推進

自転車用ヘルメット着用の促進を図るため、チラシなどを活用した広報啓発活動を実施し、社会全体におけるヘルメット着用の気運醸成を図ります。

(警察署・施設管理課)

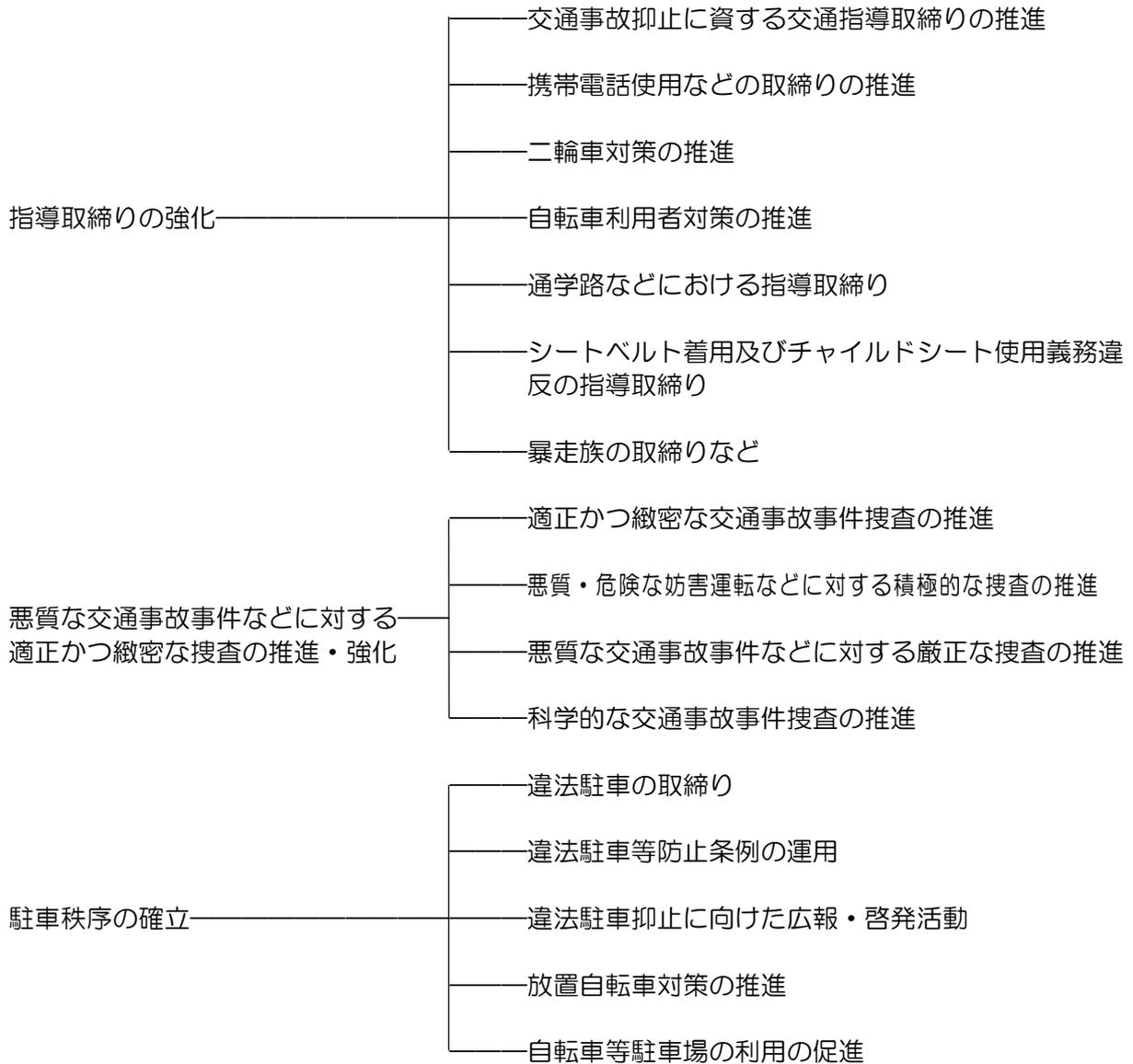
(8) 運転中の携帯電話などの不使用の徹底

運転中に携帯電話などを使用することは重大な事故につながり得る極めて危険な行為であることから、運転者などに対し、引き続き広報啓発を推進し、その不使用の徹底を図ります。

(警察署)

第3章 道路交通秩序の維持

〔施策の体系〕



踏切道の安全を図るための措置

## 1 指導取締りの強化

### (1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態などの緻密な分析に基づき、飲酒運転、無免許運転、速度超過や信号無視、横断歩行者妨害などの交差点違反など重大交通事故の直接又は主要な原因となっている違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

また、飲酒運転、無免許運転、又はこれらに起因する交通事故事件を検挙した際は、運転者の捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底し、酒類若しくは自動車などの提供罪、同乗罪などのほか、教唆・帮助行為などの確実な立件に努めます。

(警察署)

### (2) 携帯電話使用などの取締りの推進

近年、携帯電話やスマートフォンの画像を注視していたことに起因する交通事故が増加傾向にある情勢を踏まえ、携帯電話使用などに対する罰則を引き上げる改正法が令和元年12月1日に施行されました。携帯電話使用などは、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、指導取締りを推進します。

(警察署)

### (3) 二輪車対策の推進

二輪車の死亡・重傷事故が多発している路線を重点に、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反（速度超過、進路変更、割り込みなど）の指導取締りを強力に実施するとともに、軽微な違反者などに対しても積極的な指導警告を実施するなど、安全運転意識の高揚を図ります。

(警察署)

### (4) 自転車利用者対策の推進

自転車利用者による交通事故を防止するため、交通ルール・マナーを守らない走行に対しては、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化するとともに、ヘルメットの着用について働き掛けを行います。

また、悪質・危険な違反者に対しては、自転車講習制度の適用を視野に入れ、交通切符などによる取締りを実施します。

(警察署)

### (5) 通学路などにおける指導取締り

通学路などにおける子どもの安全を確保するため、重点通学路の登下校時間帯などを勘案し、通行禁止違反や横断歩行者妨害などの交通違反の指導取締りを推進します。

(警察署)

### (6) シートベルト着用及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締り

シートベルト・チャイルドシート着用の徹底に向けた座席ベルト装着義務違反などの指導取締りを実施します。また、交通事故発生時における乗員の被害軽減を図るため、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について指導を推進します。

(警察署)

### (7) 暴走族の取締りなど

- ・暴走族や違法行為を敢行する旧車會グループ（暴走族風に改造した旧型の自動車二輪車などを運転する者のグループ）に対しては、道路交通法のほか、あらゆる

## 第2部 講じようとする施策

る関係法令を適用し、検挙の徹底を図ります。

- 被疑者の逮捕や使用車両の押収などを推進するとともに、暴走族などの組織解体を図ることにより暴走行為の抑止に努めます。
- 暴走族などの実態に関する情報発信や関係機関・団体との連携強化を通じて、暴走族などを許さない社会環境づくりに努めます。

(警察署)

## 2 悪質な交通事故事件などに対する適正かつ緻密な捜査の推進・強化

### (1) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、組織的かつ重点的な捜査と客観的証拠に基づいた立証を推進します。

(警察署)

### (2) 悪質・危険な妨害運転などに対する積極的な捜査の推進

他の車両などの通行を妨害する目的で行われる妨害運転などを認知した場合には、客観的な証拠資料の収集などを積極的に行い、妨害運転罪や危険運転致死傷罪（妨害目的運転）などのあらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な捜査を推進します。

(警察署)

### (3) 悪質な交通事故事件などに対する厳正な捜査の推進

飲酒運転や薬物を使用しての運転など悪質かつ危険な運転行為による死傷事故などについては、危険運転致死傷罪などあらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な捜査を推進します。

また、ひき逃げ事件については、迅速かつ的確な初動捜査を徹底するとともに、各種交通鑑識資機材に加え、防犯カメラやドライブレコーダーなどを効果的に活用し、被疑者の早期検挙を図ります。

さらに、自動車の使用者などによる悪質な違反行為の下命・容認事件、自動車整備事業者などによる不正車検事件、交通事故を偽装した保険金詐欺事件などの交通特殊事件についても厳正な捜査を推進します。

(警察署)

### (4) 科学的な交通事故事件捜査の推進

専門的技術・客観的証拠に基づいた交通事故事件捜査を推進するため、交通鑑識体制の充実、常時録画式交差点カメラ、3Dレーザースキャナなどの各種装備資機材の整備など、交通事故事件捜査の基盤強化を図り、科学的な交通事故事件捜査を推進します。

(警察署)

### 3 駐車秩序の確立

#### (1) 違法駐車取締り

##### ア 使用者責任の追及など

放置車両確認機関の適正かつ効果的な運用を図り、運転者責任が追及できない場合は、放置違反金制度による「滞納処分」や「車両使用制限命令」などを行い使用者の責任追及を徹底します。

(警察署)

##### イ 重点的取締り

違法駐車の実態に応じ、重点的に取締りを行う場所や時間帯などを定めた「取締り活動ガイドライン」を中心とする指導取締りを強化するとともに、悪質性の高い違反に対しては、移動措置を含む取締りを推進し、良好な駐車秩序の確立に努めます。

(警察署)

#### (2) 違法駐車等防止条例の運用

平成5年12月制定の「東京都北区違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、違法駐車等防止に関して必要な施策の実施に努めます。

(施設管理課)

#### (3) 違法駐車抑止に向けた広報・啓発活動

警察署、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会、町会・自治会、商店会その他の地域関係者との連絡調整を行うために設置している「違法駐車等防止連絡会」と合同で、毎月1回以上、違法駐車等防止重点地域(王子駅、赤羽駅、板橋駅及び十条駅周辺)において、広報・啓発などの活動を実施します。

(違法駐車等防止連絡会・施設管理課)

#### (4) 放置自転車対策の推進

駅周辺の放置自転車問題は、交通安全対策の側面とともに、都市が抱える環境問題としての側面も有しています。

この放置自転車に対して、昭和58年12月制定の「東京都北区自転車の放置防止に関する条例」及び昭和61年3月制定の「東京都北区自転車等駐車場条例」に基づき、駅周辺の生活環境を確保し、通行の障害を除去することにより、街の美観を維持して安全で快適な区民生活の実現を図ります。

また、放置自転車の問題を区民に周知するため関係機関と協力し、駅周辺放置自転車追放クリーンキャンペーンを年3回実施します。

(施設管理課)

#### (5) 自転車駐車場の利用の促進

駅周辺における放置自転車対策を図るため、自転車利用者に対して自転車駐車場への案内・誘導及び啓発を行い、駅前広場や周辺道路など公共の場所の通行と良好な環境の確保に努めていきます。

(施設管理課)

#### 4 踏切道の安全を図るための措置

車両などの踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行います。

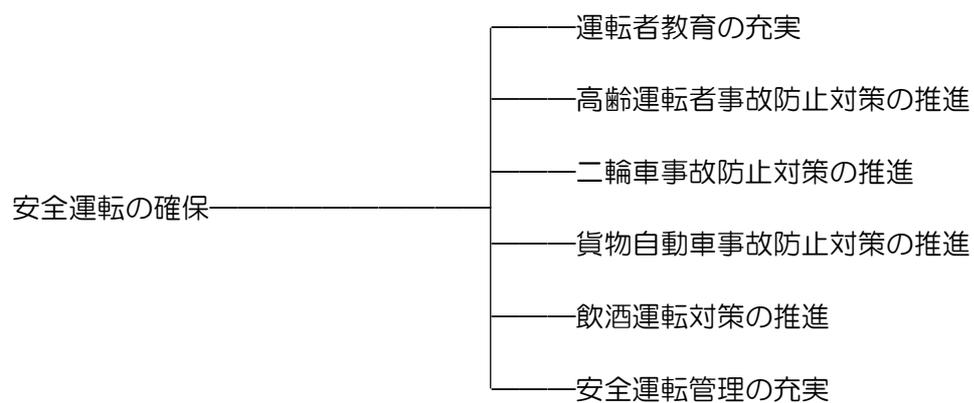
また、関係機関及び鉄道事業者並びに道路管理者との安全対策会議を定期的を開催して、踏切道における安全対策についての情報を共有するとともに、踏切利用者や鉄道事業者などと合同による安全点検を行うなど、高齢者をはじめとする交通弱者に着目した踏切事故防止の強化に努めます。

(警察署)

## 第2部 講じようとする施策

### 第4章 安全運転の確保

〔施策の体系〕



## 1 安全運転の確保

### (1) 運転者教育の充実

#### ア 運転者教育の効果的推進

最近の交通情勢を踏まえ、交通教育の一層の充実を図るため個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育などの随時見直しを行い、運転実務に必要な知識と判断能力を習得させるための運転者教育の充実に努めます。

特に、高齢者をはじめとする交通弱者に対する思いやりのある交通安全意識の高揚の促進や交通事故の被害者、遺族の声を反映した運転者教育の充実に努めます。

(警察署)

#### イ 更新時講習の充実

運転免許証の更新の際に受講する更新時講習（優良、一般、違反、初回）において、最近の交通事故の現状と対策などについての講義を行うほか、講習指導員の資質向上、講習資器材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努めます。

(警察署)

#### ウ 運転免許申請時・運転免許証更新時における正しい申告の徹底

一定の症状を呈する病気などに関する質問票の交付・提出制度に関し、虚偽記載した質問票の提出には罰則があること及び一定の病気を理由として免許の取消し処分を受けた者は3年以内でかつ、運転免許再取得可能な病状に回復した場合には運転免許試験の一部が免除されることを区民に周知することにより、正しい病状申告を促進します。

(警察署)

### (2) 高齢運転者事故防止対策の推進

#### ア 高齢運転者に対する交通安全教育の推進

高齢運転者に対しては、横断歩道における歩行者の優先など、安全な運転に必要な知識・技能を再確認させるため、通行の様態に応じた参加・体験・実践型の講習会の実施に努めます。

(警察署)

#### イ 高齢者支援施策などの推進

高齢者が関わる交通事故の減少を図るため、各種広報媒体を活用した運転免許自主返納制度の普及及び運転経歴証明書を提示することによる優待制度に関する広報啓発に努め、高齢者の運転免許自主返納を促進します。

(警察署)

### (3) 二輪車事故防止対策の推進

#### ア 二輪車利用者の交通安全意識の高揚

a 二輪車運転者に対し、関係機関・団体と連携した二輪車実技講習をはじめ、参加・体験・実践型の交通安全教室を積極的に実施します。

b セーフティライダーコンテストへの参加を奨励し、二輪ライダーへの安全意識の高揚を図ります。

(警察署)

c 二輪車の交通事故を防止するため、警察署、二輪車関係団体と連携し、二輪運転者の安全運転意識の高揚と安全運転技能向上のための各種二輪車実

## 第2部 講じようとする施策

技講習会を開催するとともに、二輪車安全運転指導員の養成及び研修会を実施します。

(交通安全協会)

### イ 二輪車安全運転推奨シール交付制度

実技教室への積極的な参加を促すため、二輪車安全運転推奨シールを受講者に対して交付し、模範運転者としての自覚を促し、交通安全意識の高揚を図ります。

(警察署)

### (4) 貨物自動車事故防止対策の推進

- ・関係機関・団体などと連携し、小学校校庭などに貨物自動車を持ち込むなどの方法により児童に対する貨物自動車の特性、死角などに関する教育を行うほか、貨物自動車の運転者に対しても、運転特性などの知識を深める交通安全教育を推進し、交通安全意識の向上を図ります。
- ・貨物事業所への出前型交通安全教室及びトラックストップ作戦を随時実施します。

(警察署)

### (5) 飲酒運転対策の推進

飲酒運転は一般的な交通違反・交通事故と異なり、その悪質性は極めて高いため、行政と区民が連携して根絶に向けて対策を図ります。

#### ア 交通安全教育の推進

飲酒運転の危険性や実態を周知するため、学校・会社などにおける、交通安全教育を推進します。

#### イ 広報啓発活動の充実・強化

交通安全講習会、街頭キャンペーンや各種広報媒体を通じて、飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立を推進します。

#### ウ 指導取締りの強化

悪質な交通事故事件などに対する適正かつ緻密な捜査の推進を推進します。

#### エ 飲食店への協力要請やハンドルキーパー運動の推進

酒類提供飲食店や交通安全協会などと連携し、「ハンドルキーパーの運動」の浸透に努めます。

(警察署)

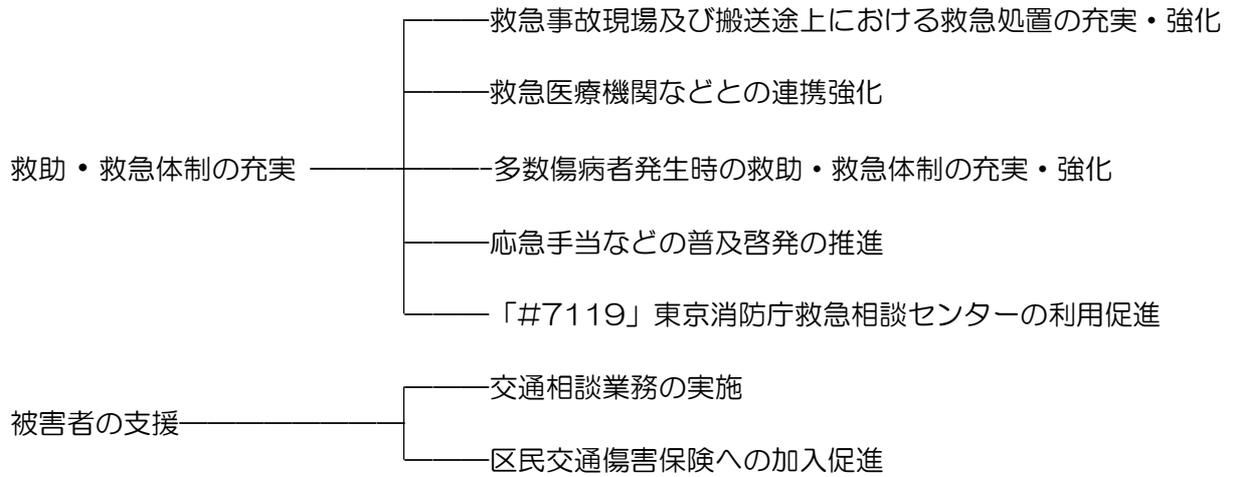
### (6) 安全運転管理の充実

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対して、自動車の安全な運転に必要な知識及び運転者に対する交通安全教育に必要な知識、技能などの講習を充実し、その資質と管理技能の向上を図ります。

(警察署)

## 第5章 救助・救急体制の整備と被害者の支援

〔施策の体系〕



## 第2部 講じようとする施策

### 1 救助・救急体制の充実

交通事故に起因する負傷者の救命効果の向上を図るため、救急医療機関などとの連携を強化し、交通救助・救急活動体制の更なる充実を図ります。

東京消防庁及び北区内3消防署では、救急車の増強や救急救命士の育成などを行うとともに北区救急業務連絡協議会などを通じた地域医療機関との連携、また、事業所、町会・自治会、学校などを通じた応急手当の指導などを継続して行っていきます。

#### (1) 救急事故現場及び搬送途上における救急処置の充実・強化

##### ア 交通救助・救護体制の充実・強化

消防隊による交通救助・救護体制を継続して充実・強化するとともに、ポンプ車などに積載する救助用資器材やAEDなどの応急処置資器材を継続して整備します。

(消防署)

##### イ 高度処置救急体制の充実

救急救命士及び救急資格者を計画的に養成・配置しています。

また、救急救命士が行うことができる救急救命処置の範囲の拡大などに対応する技術認定者の養成を推進します。

(消防署)

#### (2) 救急医療機関などとの連携強化

迅速に傷病者を医療機関へ引き継ぐため、救急医療機関などとの連携を充実・強化します。

(消防署)

#### (3) 多数傷病者発生時の救助・救急体制の充実・強化

大規模な交通事故など多数の負傷者が発生した場合に、消防救助機動部隊や東京DMA Tと迅速かつ円滑な連携活動が図れるよう、訓練を推進します。

(消防署)

#### (4) 応急手当などの普及啓発の推進

救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた人が早期に適切な応急救護処置が実施できるように区民などに対して町会・自治会の防災訓練、事業所の自衛消防訓練の際に応急手当の知識・技術の普及を継続して実施しています。

また、「公益財団法人 東京防災救急協会」と連携して救命講習の受講促進を図ります。

(消防署)

#### (5) 「#7119」東京消防庁救急相談センターの利用促進

「救急車を利用すべきか迷っている」、「診療可能な病院を教えてください」などの相談に対して緊急受診に関する医学的な助言や医療機関案内を行う「東京消防庁救急相談センター」や、緊急性がない場合の移送手段として患者搬送事業者(民間救急車など)を紹介する「東京民間救急コールセンター」などを積極的に広報し、利用を促進することで、真に救急車を必要とする区民などに対して救急隊が迅速的確に対応できる体制づくりを推進します。

##### ・救急相談センター 24時間対応

電話 プッシュ回線、携帯電話からは#7119

その他の電話 23区 03-3212-2323

##### ・東京民間救急コールセンター(ナビダイヤルは年中無休)

0570-039-099(つながらないときは、03-3262-0039)

##### ・消防署での医療機関案内 都内各消防署(分署、出張所も可)

(消防署)

## 2 被害者の支援

### (1) 交通相談業務の実施

交通事故の処理は、原則的には当事者間で解決すべきですが、手続きの繁雑や法律知識の不足などから、多くの時間と経費を要するほか、加害者の賠償能力が乏しいなど、トラブルになる事例が少なくないのが現状です。

そこで区では、当事者間の問題解決を補完するために「交通相談」及び「法律相談」業務を行っています。区民相談室において交通相談として、示談方法・損害賠償額の算定・保険金の請求手続きなど交通事故全般について、必要な支援を行っています。

(広報課区民相談室)

### (2) 区民交通傷害保険への加入促進

交通事故に備えた「区民交通傷害保険」への加入促進に努めます。

この事業は、区民が一定の保険料を負担することにより、万一、交通事故に遭った場合に、被害の程度に応じて保険金をお支払いする制度で、北区が保険加入の受付業務を行っています。

#### 〔事業の内容〕

#### ア 加入できる方

4月1日現在、北区に住所のある方

#### イ 加入の申込み方法（申込用紙は各窓口に設置）

a 申込期間：毎年、2月1日から3月中旬または月末まで

b 申込窓口：①区の定める金融機関・郵便局

②北区地域振興課地域振興係

#### ウ 対象となる交通事故

自動車、電車、船舶、飛行機などの運行による交通人身事故

※自転車賠償責任プランは自転車使用などの賠償事故も対象

#### エ 保険期間

4月1日から翌年の3月31日まで

#### オ 保険金額

交通事故における被害の程度に応じて、支払われます。

(地域振興課)

## < 付 属 資 料 >

### ○ 交通安全対策基本法（昭和 45 年 6 月 1 日）

〈交通安全対策基本法 抜粋〉

（市町村交通安全計画等）

第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

### ○ 条例・宣言一覧

#### ○ 道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日）

東京都北区交通安全協議会規約	昭和 39 年 9 月 3 日
東京都北区交通安全対策本部設置要綱	昭和 43 年 4 月 1 日

#### ○ 交通安全対策基本法（昭和 45 年 6 月 1 日）

東京都北区自転車の放置防止に関する条例	昭和 58 年 12 月 12 日
東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則	昭和 59 年 3 月 31 日
東京都北区自転車等駐車場条例	昭和 61 年 3 月 12 日
東京都北区自転車等駐車場条例施行規則	昭和 61 年 3 月 12 日
東京都北区違法駐車等の防止に関する条例	平成 6 年 1 月 1 日
東京都北区違法駐車等の防止に関する条例施行規則	平成 6 年 1 月 1 日
東京都北区違法駐車等対策実施要綱	平成 6 年 4 月 1 日
北区自転車駐車場の設置等に関する指導要綱	平成 7 年 4 月 1 日
東京都北区交通安全協会補助金交付要綱	平成 9 年 6 月 1 日
北区交通安全運動実施要領	春・秋

## ○ 交通安全を推進する体制

### 1 北区における推進体制

#### (1) 東京都北区交通安全協議会

交通事故のない住みよい区を築くため、区並びに関係行政機関・団体が協力体制を確立し、効果的な区民運動を推進していくことが必要です。北区では、このような社会的要請に基づき昭和39年に設置しました。

#### ア 協議事項

- ①交通安全に関する広報
- ②交通安全に関する教育施設
- ③交通安全に関する調査研究
- ④その他、本会において必要と認める事項

#### イ 組織

※「東京都北区交通安全協議会規約」昭和39年9月3日 区長決裁

		人数	備考
会長	北区長	1名	
委員	関係団体の代表	15名	
	北区議会議員	6名	
	関係行政機関の職員	12名	
	北区職員	3名	
計		37名	

※土木部施設管理課長、区内三警察署交通課長及び区内三消防署警防課長を幹事としています。

#### (2) 東京都北区交通安全協議会高齢者部会

高齢社会に移行する中、増加する高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき喫緊の課題となっています。

このような社会的要請に基づき、高齢者の交通事故防止のための施策に関する調査及び活動を行うため、東京都北区交通安全協議会の専門部会として平成19年に設置しました。

#### ア 協議事項

- ①高齢者の交通安全に関する広報
- ②高齢者の交通安全に関する教育施設
- ③高齢者の交通安全に関する調査研究
- ④その他、本部会において必要と認める事項

#### イ 組織

※「東京都北区交通安全協議会高齢者部会設置要綱」平成19年6月20日 区長決裁  
平成28年4月1日 最終改正

		人数	備考
会長	土木部長	1名	
会員	関係団体の代表	13名	
	関係行政機関の職員	3名	
	北区職員	7名	
計		24名	

<付属資料>

(3) 東京都北区交通安全対策本部

北区が行う交通安全対策の一元化を図るため、北区副区長を本部長、関係部課長 25 名を部員として、交通安全対策本部を設置しています。

ア 協議事項

- ①交通安全施設の整備計画に関する事
- ②交通安全運動の推進に関する事
- ③交通事故による被害者対策に関する事
- ④その他、交通安全対策の総合的企画と調整に関する事

イ 組織

※「東京都北区交通安全対策本部設置要綱」昭和 43 年 3 月 13 日 区長決裁  
平成 28 年 4 月 1 日 最終改正

本部長	副区長のうち区長が指名するもの	
副本部長	本部長が部員のうちから、あらかじめ指名する者	
部員	政策経営部長	政策経営部企画課長
		政策経営部財政課長
		政策経営部広報課長
	危機管理室長	危機管理室危機管理課長
	地域振興部長	地域振興部地域振興課長
	生活環境部長	生活環境部環境課長
	健康福祉部長	健康福祉部健康福祉課長
	まちづくり部長	まちづくり部都市計画課長
		まちづくり部まちづくり推進課長
	土木部長	土木部土木政策課長
		土木部施設管理課長
		土木部道路公園課長
	教育委員会事務局 教育振興部長	教育委員会事務局教育振興部学校支援課長
教育委員会事務局教育振興部教育指導課長		
教育委員会事務局 子ども未来部長	教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課長	
	教育委員会事務局子ども未来部保育課長	

## 2 民間における推進体制

### (1) 交通安全協会

交通安全に係る民間組織として、区内の三警察署ごとに三協会がそれぞれの目的で組織されています。また、それぞれの会則に従い多彩な事業を展開しています。

#### ア 事業概要

- ①春・秋交通安全運動や交通安全行事
- ②安全教育（各種講習会）
- ③各部会活動（安全運転管理者、トラック、女性、青年、交通少年団、高齢者部会など）
- ④支部への助成（町会・自治会活動）
- ⑤各種表彰

### (2) 違法駐車等防止連絡会

北区、警察、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会、町会・自治会、商店会及びその他の地域関係者をもって構成しています。

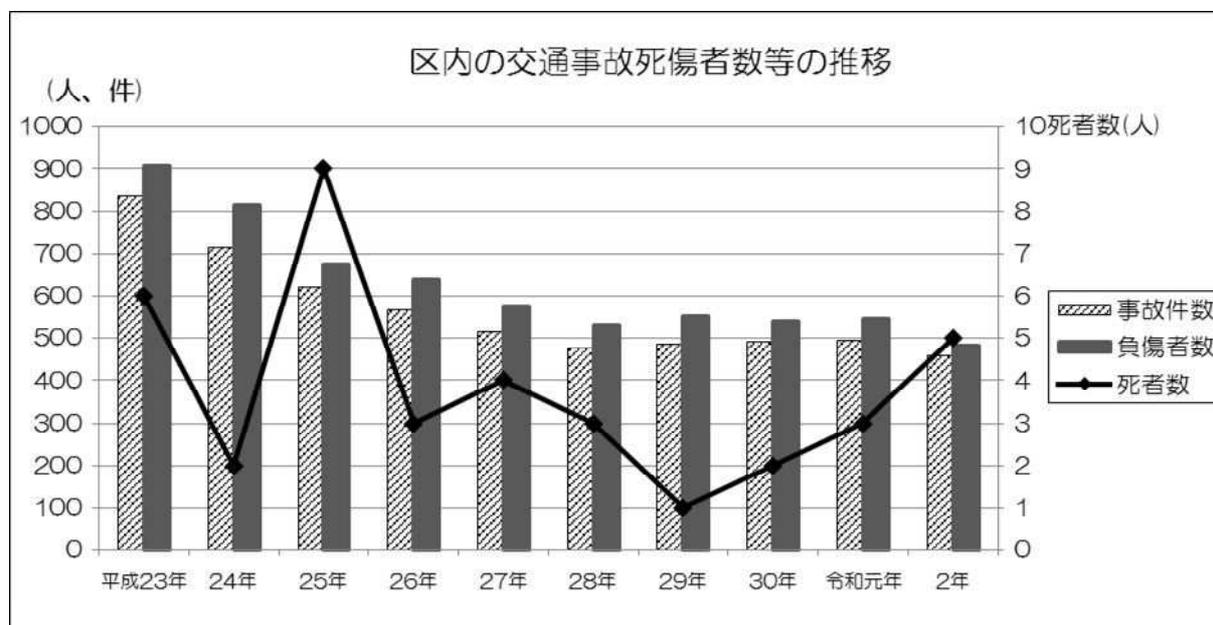
連絡会は、年2回の全体会を開催しています。月1回以上重点地域において、合同で広報活動などを実施しています。

地区名	重点地域	町会・自治会	商店会	地域活動推進委員協議会	安全協会	団体数
滝野川	板橋駅周辺	4	4	1	1	10 団体
王子	王子駅周辺	9	4	1	1	22 団体
十条	十条駅周辺	4	3			
赤羽	赤羽駅周辺	6	10	1	1	18 団体
合計	4	23	21	3	3	50 団体
警察	滝野川・王子・赤羽警察署					3 警察署
北区	土木部 施設管理課 管理・交通係					1 区役所

○ 北区の交通事故状況

1 発生件数及び死傷者数

区分	事故件数	死者数 (A) ※	負傷者数 (B+C)	重傷者数 (B)	軽傷者数 (C)	死傷者数 (A+B+C)
平成23年	834	6	907	8	899	913
平成24年	714	2	813	10	803	815
平成25年	622	9	676	4	672	685
平成26年	567	3	639	3	636	642
平成27年	514	4	575	14	561	579
平成28年	477	3	532	5	527	535
平成29年	486	1	552	14	538	553
平成30年	492	2	539	22	517	541
令和元年	494	3	547	28	519	550
令和2年	458	5	483	28	455	488

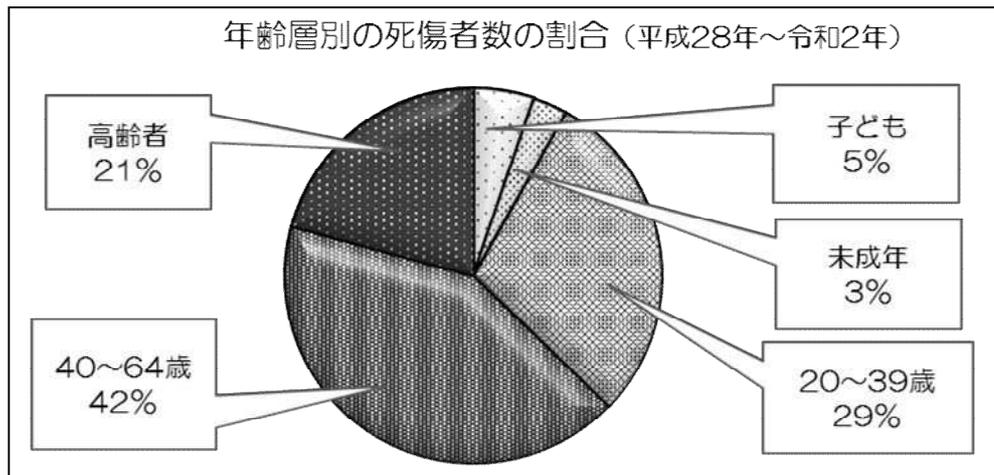


※死者数とは、交通事故発生から24時間以内に死亡した人数

## 2 年齢層別の死傷者数

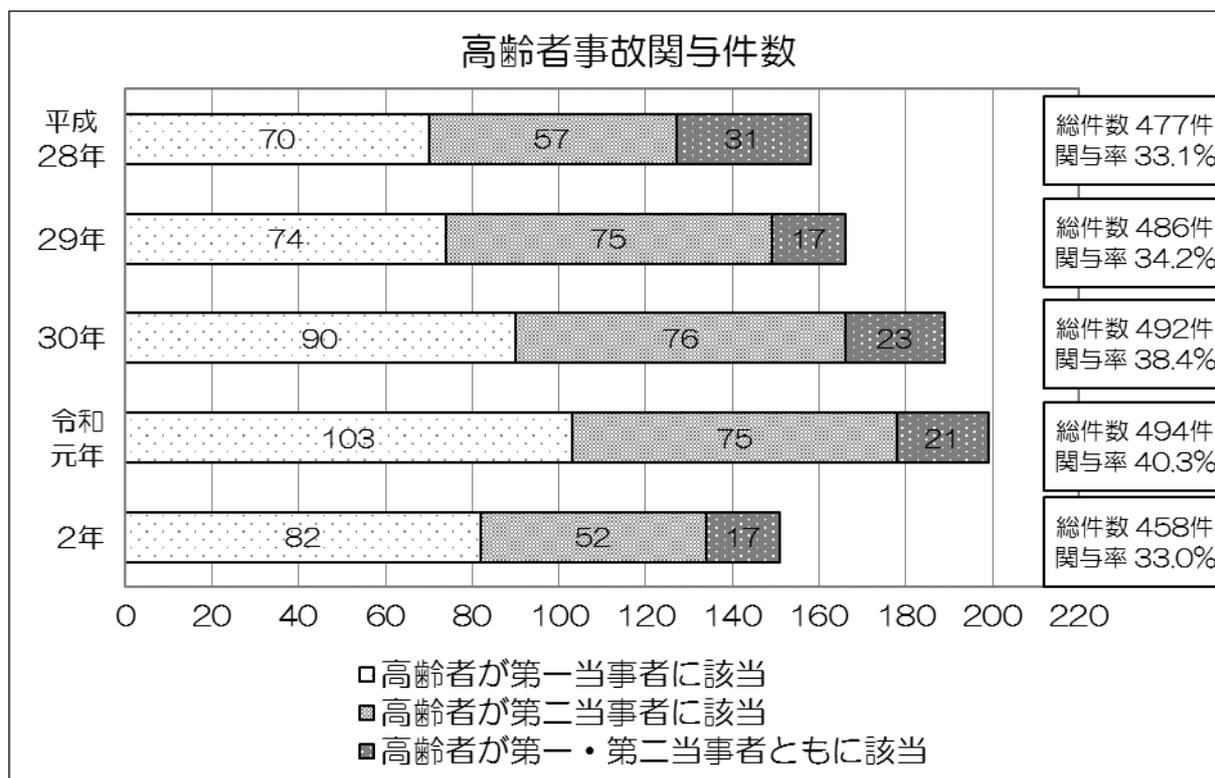
### (1) 年齢層別の死傷者数

		子ども				高校生	20歳未満	成年						小計	高齢者	合計	
		幼児	小学生	中学生	小計			20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳		65歳以上		
28年	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	3
	負傷者	10	16	7	33	9	13	31	40	82	119	85	22	379	98	532	
29年	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	負傷者	13	16	4	33	5	10	35	46	87	119	78	37	402	102	552	
30年	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	
	負傷者	7	10	4	21	6	6	32	30	100	90	104	27	383	123	539	
元年	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	3	
	負傷者	8	8	5	21	8	4	34	36	84	89	97	42	382	132	547	
2年	死者	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	4	1	5	
	負傷者	9	17	4	30	10	9	29	36	70	103	82	22	342	92	483	



<付属資料>

(2) 高齢者事故関与件数



第一当事者とは、最初に交通事故に関与した車両などの運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

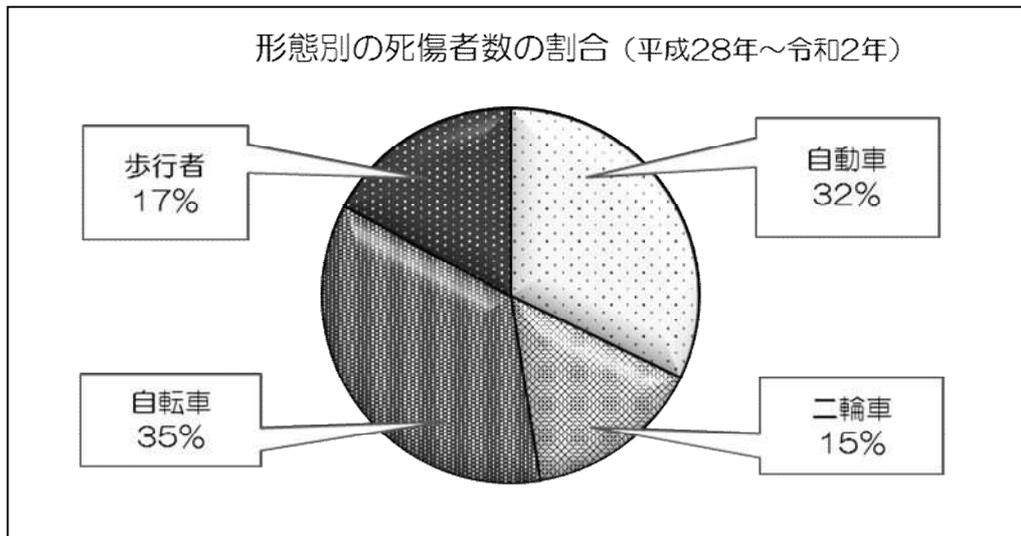
第二当事者とは、次に過失が重いものをいう。

当表における「高齢者が第一当事者に該当」とは、例えば、信号無視をした高齢者と信号無視をしていない高齢者以外の者の交通事故を指す。

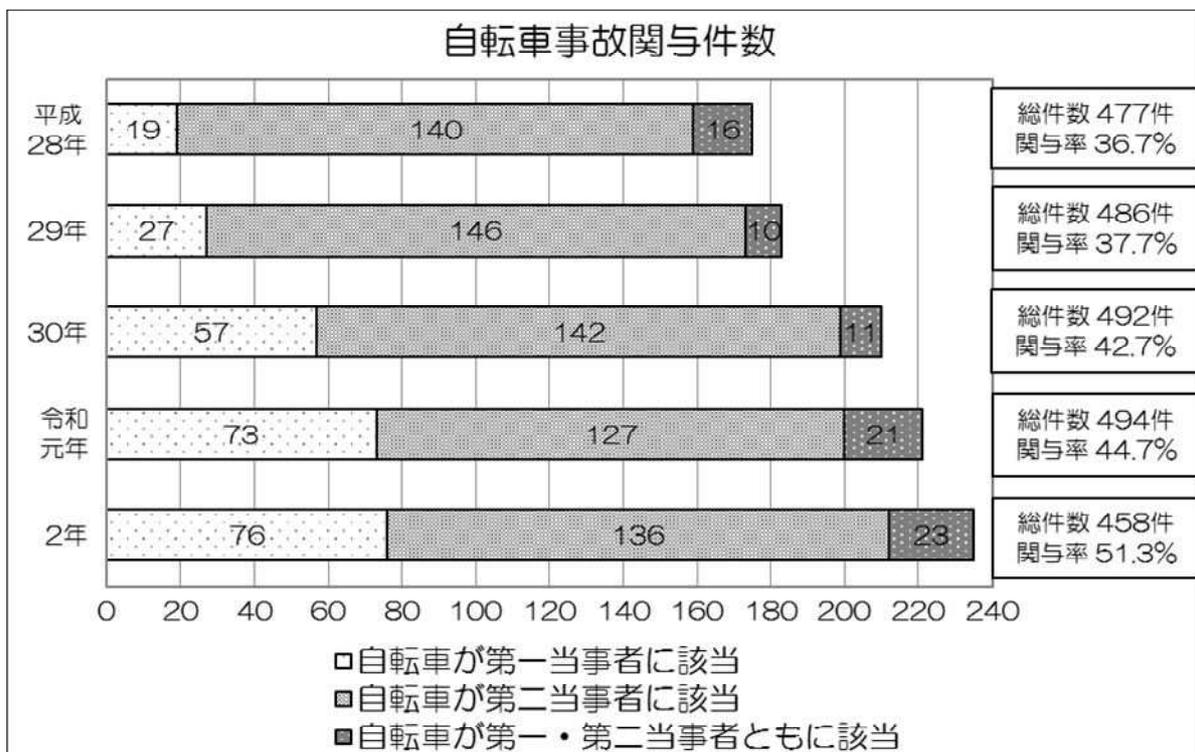
### 3 形態別の交通事故発生件数と死負傷者数

#### (1) 形態別の死傷者数

区分	自動車	二輪車	自転車	歩行者	計
平成28年	188	88	164	95	535
平成29年	215	77	174	87	553
平成30年	183	71	186	101	541
令和元年	163	87	202	98	550
令和2年	110	85	219	74	488



#### (2) 自転車事故関与件数



第一当事者とは、最初に交通事故に関与した車両などの運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

第二当事者とは、次に過失が重いものをいう。

当表における「自転車が第二当事者に該当」とは、例えば、信号無視をした自転車乗車中以外の者と、信号無視をしていない自転車乗車中の者の交通事故を指す。



東京都北区交通安全計画  
令和3年度～7年度

発行  
東京都北区土木部  
施設管理課

刊行物登録番号  
03-1-078

令和3年11月

〒114-8508  
北区王子本町1-15-22  
電話 (03) 3908-9216 ダイヤルイン  
FAX (03) 3908-6703  
URL <http://www.city.kita.tokyo.jp/>